

産業建設常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成25年12月20日（金）午前9時

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	志摩浩志君	副委員長	前島広紀君
委員	木野田誠君	委員	中馬幹雄君
委員	厚地覚君	委員	新橋実君
委員	常盤信一君	委員	岡村一二三君
委員	下深迫孝二君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員 松元深君

6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産政策課長	木野田隆君	耕地課長	柿木安長君
牧園総合支所産業建設課長	白石耕二君	耕地課主幹兼管理G長	田之上博君
政策G長	阿久井洋一君	耕地第1G長	川崎千秋君
政策G主査	内村光孝君	耕地第1G主査	立山和幸君

建設部長	篠原明博君	建設政策課長	川東千尋君
土木課長	有馬正樹君	建築住宅課長	矢野昌幸君
政策G長	脇伸宏君	道路整備第2G長	別當正浩君
住宅G長	松田祥一君	住宅収納G長	柰田信幸君
建築G長	侍園賢二君	霧島総合支所 産業建設課温泉G長	鎌田順一君
霧島総合支所 産業建設課温泉G主任	冷水辰雄君	住宅G主任主事	竹内和義君

総括工事監査監 上原良仁君

水道部長	馬場勝芳君	管理課長	小松太君
水道課長	原田修君	水道政策G長	浮邊文弘君
施設第1G長	中園馨君	施設第2G長	上小園伸一君
水道政策Gサブリーダー	吉永利行君	施設第1Gサブリーダー	下村英明君

商工観光部長兼 観光課長	藤山光隆君	商工振興課長	池田洋一君
-----------------	-------	--------	-------

関平温泉・関平鉱泉所) 武田 繁博 君 商工観光政策G長 田島 博文 君
特任課長 八幡 洋一 君 観光地づくりG主査 古川 勝己 君
観光地づくりG主事 田島 正啓 君

行革推進G長 砂田 良一 君 行革推進G主任主事 森 伸太郎 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 隈 元 秀 一 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第84号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第85号 霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第86号 霧島市給水条例の一部改正について

議案第87号 霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第92号 霧島市隼人国民保養センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第102号 指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）

議案第104号 字の区域の変更について

議案第105号 請負契約の締結について

議案第106号 土地改良事業の計画について

議案第116号 霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第117号 霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第118号 霧島市温泉使用条例の一部改正について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（志摩浩志君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る12月16日の本会議で当委員会に付託になりました議案12件の審査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。まず、議案第102号、指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）の現地調査を行いますので、玄関前に御集合ください。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 9時01分」

「再 開 午前 9時55分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第104号、字の区域の変更について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○耕地課長（柿木安長君）

議案第104号、字の区域の変更について御説明申し上げます。議案書の51ページをお願いいたします。土地改良事業（（県営中山間地域総合整備事業：霧島北部地区（大園地区、寺原地区））の工事の施行に伴い、従前の字界では行政執行上及び土地の維持管理上支障があり、換地処分後の整備された道路界・水路界をもって新たな字界とするため、この案を提出するものであります。次に、議案書の52ページであります。新たな字に編入する区域の調書でございます。なお、53ページから57ページに事業の位置図、参考付図を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

字の変更ということですが、何のための変更なんですか。

○耕地課長（柿木安長君）

この中山間地域総合整備事業で圃場整備を行っておりまして、圃場整備前の従前地の水路とか字界があった所を新たに圃場整備をしまして、換地処分後に一つの土地の中に字が二つ出てくるとかそういうのがございますので、道路とか水路をもってきれいな字界を作ろうとするものでございます。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第104号についての質疑を終わります。次に、議案第106号、土地改良事業の計画について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○耕地課長（柿木安長君）

議案第106号、土地改良事業の計画について御説明申し上げます。議案書の64ページをお願いいたします。土地改良事業を霧島市が行うことについて、計画の概要を定めるものであります。事業内容と致しましては、事業名が団体営農村地域防災減災事業（用排水施設整備事業）、地区名は井手原地区でございます。場所は、横川の下植村地区から市道下植村～水窪線を湧水町方面に進んだ所から、県道50号の牧園万膳地区入口付近まででございます。今回は、この市道沿いを流下する2級河川万膳川とその支流佃川沿いの井手原水路の整備を行うものであります。当該水路の構造としましては、土水路と素掘りトンネルが混在し、河川沿いの山腹斜面と農地の畦畔沿いに設置されております。地形条件として急傾斜地であり、土質がシラスのため、降雨のたびに土砂が水路に流入し、また豪雨や台風等で傾斜面が崩壊し、水路の機能が著しく低下し、度重なる泥ざらい等、多大な維持管理労力を要しております。工種は農業用排水施設整備で、事業費は9,430万円と算定しております。事業量と致しましては、水路延長約4,000mのうち837mをコンクリート二次製品の水路（1m×1mから45cm×45cm）に改修し、陥没のおそれのあるトンネル部分については開削を行い、水路の整備を行います。この施設に対する受益面積は12.4haでございます。なお、工期と致しましては、平成26年度、27年度、28年度の3か年を予定しており、国・県工事費ベース77.5%の補助事業

で施行しようとするものであります。なお、65ページから72ページに事業の詳細と参考付図を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（岡村一二三君）

ちょっとお尋ねしますが、今ある水路は1 m×1 mを新たに45cm×45cmに計画をしているというふうで理解していいんですか。説明の部分でちょっとお尋ねしておきたいんですが。

○耕地課長（柿木安長君）

すみません、説明が悪かったようで。1 m×1 mの大きいのから下流方向に向かって、用水路でするので小さくなりますので、下流のほうは45cm角の水路になります。

○委員（岡村一二三君）

用水路ですので下流に行くと水量は少なくなるという計算式を基にされていらっしゃると思うんですが、そのことだけで満足度が達成されるのかなと、素人考えでは思っております。なるほど用水路ですので、最初、取入口は大きくて、だんだん水田のほうに用水を流し込んでいきますので、下流のほうはその用水は少しの水量という計算式だろうと思いますが、ただ今日までいろんな形態を見てみますと、用排水路という仕掛けのあったりする部分もあるんですが、この部分についてはそれは考える必要はないというふうで計算式を求めていらっしゃるんですかね。

○耕地課長（柿木安長君）

確かに降雨時には、用水路に斜面とか今までの既設の水路とかありまして、流れ込む所もございまして、途中で余水吐けというのを造りまして、許容量の以上の分は途中で落とすというふうな計画をしております。

○委員（岡村一二三君）

分かりました。途中で落とすというのは理解しますが、その落とすのは、自然に落ちていく仕掛けを造るというふうで理解していいんですか。誰か手動で落とすように出向いていくという格好なのか。自動で落ちるように仕掛けを造っていくという方法なのか。どちらか説明をお願いします。

○耕地第1グループ主査（立山和幸君）

9工区ありますが、放水工が現況としましては3か所ありますが、そのうち4工区目の部分で転倒ゲートを1か所計画しております。

○委員（下深迫孝二君）

今のこの説明では、横川の下植村と言うんですか、市道下植村～水窪線をということだけれども、距離はどのくらいというのは何でこれは書いていないのかな。ただこの場所だけ書いてあっても、距離が幾らとかというのでないと。

○耕地課長（柿木安長君）

下のほうに、水路延長4,000mのうち837mを今回改修計画予定でございます。

○委員（下深迫孝二君）

今回、水路延長4,000mのうちというふうで書いてあるんだけど、こういう所はまだたくさんあるんですか。

○耕地課長（柿木安長君）

まだ、土水路と素掘りトンネル、こういう割と土地改良区がない水利組合のところの水路がまだ多く残っております。水利組合のその水路の数を、まだ把握しておりません。

○委員（新橋 実君）

今回、4,000mのうちの837mを二次製品でされるということですが、残りの部分についてはどういうふうな形に考えていらっしゃるか、後々ですね。

○耕地課長（柿木安長君）

この延長4,000mのうち2,700mくらいが素掘りのトンネルでございまして、今回整備を行う部分については、トンネル部分も扱うんですが、今現在、トンネル部分の陥没とかそういうのが起こっている部分を優先的に改修しようとするものでございます。その2,700mという素掘りトンネル、山の中をずっと通ってきておりますので、それを一遍に改修するというのはちょっと時間とそれぞれの費用が掛かりますので、現在、水路の管理に非常に労力が掛かっているということで、その部分から順次改修しようという計画でございます。

○委員（下深迫孝二君）

もう合併して8年になるんですね。それで、まだこの全体像が把握されていないということになれば、行き当たりばったりでそういう工事はされているんですかね。そうでないと、極端に言うと、向こう何箇年の計画を立てるのに、素掘りの用水路がどのくらいあるということは、当然もう8年も経っているんだから把握をされていないといけないという気がするんだけれども、全然把握されていないの。そこをお伺いしておきます。

○耕地課長（柿木安長君）

土地改良区が管理している部分については把握しているんですが、水利組合とかそういう小さなものも含めまして、耕地課のほうにこういう要望とかそういうのが来たときにだけ把握できるような現状でございまして、誰が管理者かどうか、一つ一つその水路を今のところ踏査しておりません。それぞれの水利組合でやっている所もございまして、小さな所から大きな所まであるものですから、現在のところ、全てを把握はできていない状況でございます。

○委員（下深迫孝二君）

まず、全体の把握をすることが先ではないですか。そうしなければ、今後幾らお金が掛かるのか、そういうことも全く分からないわけでしょう。言ってきたから、それでは言ってこない所はそのまま放置するのということになるわけですね。だから、やはり一応全体像をきちっと把握して、例えば今年度はここからこの地域、次はこの地域というのをやはり決めていかないと、事業をやる所は同じ所だけをずっとやって、やらない所は全くやらないということになってくるのではないですか。それはやはりきちっと把握する必要があると思いますけど、どのようにお考えですかね。

○耕地課長（柿木安長君）

全体を把握するのが本当に必要だと思いますが、今のところその水利組合とかそういうところの方々が、維持管理上支障があったりとか用水量が不足したりとか、そういうふうに話があった所から現場を踏査して、必要な部分から今、改修・改良をやっていっているのが現状でございます。全体のこういう素掘りトンネルの水路の延長とか数とか、そういうのを把握しなければならないとは

思っております。

○農林水産政策課長（木野田隆君）

ちょっと補足をします。耕地事業につきましては、各総合支所のほうから毎年、今、柿木課長が言いましたように、各水利組合、それからいろんな農道を含めて要望等が上がります。それらを地区ごとに管理計画というものを作って、これは5年間ですが、この分が最終的には耕地課のほうで集約をしてもらって、それを始良・伊佐地域振興局のほうに協議をして毎年出します。そういったことで、全体の賦存量が今、彼が申しあげましたように、まだ把握をしていない部分があるんですが、今後5年間につきましては、用排水路、それから農道、そういった農業施設につきましては、このような計画でこれくらいの総体事業でやりたいというところの計画は作ってあります。それをあと、総合支所・本庁含め、優先順位を付けながら、全体の事業予算の中で毎年執行していくというような形のシステムを今作っているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

おっしゃることは分かるんだけど、合併から7年して8年、今度は9年目ですよ。それで、まだこの程度のことも把握がされていないということになれば、市は何をしているんだろうかという気がしてならないですよ、これは。今回、一般質問でも私は庁舎問題に少し触れたんだけど、こういうのがあから、なかなか周辺部の人たちにしてみれば、いつまでも取り残されるという思いをされるのではないですかね。だから、ぜひ、これはもう部長とも、当然副市長あたりとも相談されて、一通りはきちっと把握をするということは、総合計画みたいなものですよ。それから、今度は逐次工事をやっていくということも、早急にやはり検討していただきたいと思います。

○農林水産政策課長（木野田隆君）

それでは、御指摘がありましたので、今おっしゃるように、耕地関係もそうですが、あと林道関係の林道なんかも同じようなことだと思います。ですので、農林水産関係のそういう施設につきましては、担当課のほうとまた協議をしながら、全体的なその賦存量の把握等に努めてまいりたいと思います。

○委員（木野田誠君）

この事業の受益者は何名ですか。それと、77.5%の補助事業ですけれども、残りは受益者負担という形になるかと思いますが、反当幾らの受益者負担というような形で。[「市」と言う声あり]市ですか。これは100%事業、100%になるんですか。

○耕地課長（柿木安長君）

受益者については51戸の受益がございまして。あと、使用負担割については、国が55%、県が22.5%、市が22.5%、受益者負担はございません。

○委員（厚地 覺君）

4kmを3か年計画でやるということですが、これは当然水を使わない冬場に工事をやるということで理解していいですか。

○耕地課長（柿木安長君）

今、そのような計画で持っております。

○委員（新橋 実君）

延長が4kmあって、1工区から9工区まであるわけですからけれども、非常に間が離れているわけですね。この工事を施行される場合、施工業者については、これは1社で考えられているのかですね。今から取組をやっていくわけですからけれども、なかなか場所が離れているから非常に仕事が煩雑で難しいのではないかと思うんですけれども、その辺、道路等整備はされているのかですね。その辺はどういうふうな状況でしょうか。

○耕地課長（柿木安長君）

一応事業期間としまして26年度から28年度の3か年でやる計画ですので、工区ごとに割ったほうが工事がしやすいのかなと。あと、それぞれの2級河川の佃川と万膳川があるんですが、川を渡るとかそういうちょっと複雑な地形ですので、どうしても工区割が必要になってくるとは思っております。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第106号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時18分」

「再開 午前10時20分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第84号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（篠原明博君）

本日は第1回目の産業建設常任委員会ということでございまして、私ども建設部でございまして、建設政策課をはじめ八つの課で事業推進を行っているところでございます。今後、委員の皆様方にはいろいろお世話になると思っておりますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。それでは、議案第84号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。平成25年6月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の根拠を共にする交際をする相手からの被害者について、同法を準用されたことによる国からの公営住宅の取扱いについての通知に伴い、及び特定公共賃貸住宅の空き室対策のため、国の承認を受けて特定公共賃貸住宅2団地を準公営住宅として管理するため、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

一部改正する条例は、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例であります。主な改正内容です。条文の改正は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年7月3日に公布され、平成26年1月3日に施行されることとなりました。改正の内容は、婚姻に類する交際をする関係にある相手方からの暴力及び被害者についても当該法律を準用して適用することとなり、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。本改正を踏まえて、本年

9月議会で霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の条文中の法律名の変更を行ったところです。その後、平成25年10月18日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課の通知があり、従前の配偶者からの暴力及びその暴力を受けた者と同様に、新たな配偶者暴力防止等法の対象となる、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手方からの暴力及びその暴力を受けた者についても、居住の安定を図り、その自立を支援するために公営住宅の優先入居などの取扱いが可能になりました。そのため条例を以下のとおり改正しようとするものです。条例の入居者の資格等の第6条第2項第8号に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」、同じくアに「配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む」を、同じくイに「配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む」を追加いたしました。並行して、「DV被害者の霧島市営住宅への入居に関する要綱」を見直ししております。別表の改正は、一部の特定公共賃貸住宅において空き室が発生、恒常化しており、今後もこのまま空き室が続くことが予想されることから、特定公共賃貸住宅の用途変更制度を利用して準公営住宅とするため、平成24年12月議会で条例改正を行いました。改正内容は、第2条第5号に準公営住宅の定義を定め、新たに第7章を設け、第60条として準公営住宅の管理における市営住宅の管理の準用などを規定したところです。その後、準公営住宅として取り扱うため、国に特定公共賃貸住宅の用途の変更のため承認申請を行い、平成25年8月27日付けで承認があったことから、今回、別表中の霧島地区の梅之木団地4戸と福山地区の第2東牧之原団地4戸を特定公共賃貸住宅から準公営住宅に変更するものです。今後は、入居基準や家賃は公営住宅に準じて行うことになり、低所得者向け住宅として家賃の引下げを行い募集することとなります。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（新橋 実君）

今回、市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、特定公共賃貸住宅が準公営住宅になるということで、福山と霧島の永水ですけれども、今現在、4戸と4戸あるわけですが、実際入っているのは何戸入っているんですか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

現在は入っているのはゼロです。というのが、今回改正するわけですけれども、変える条件が、前の特公賃の住宅のときに、入居が市のほうで幾らやっても入らないと。そして、それがおおむね3か月以上0戸の状態が続いた場合に準公営住宅に変更ができるということで、その状態が続いたものですから、今回改正をするものです。

○委員（新橋 実君）

現在、3か月以上ということで、ということは、ここが造られたのが何年ですかね。平成8年と平成11年ですね。これからそこに入ったというのがどれくらいあったんですか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

梅之木団地が平成8年9月20日の竣工であります。第2東牧之原団地が平成12年3月の竣工であります。空き室ですけれども、これは国のほうに申請をした時点の数字になりますけれども、梅之木団地が短いのが1年1か月、長いのが5年8か月が空き室期間になっております。第2東牧之原

団地が短いほうで2年2か月、長いほうで7年5か月になります。基準日が今年の7月12日ということになっております。

○委員（木野田誠君）

梅之木団地は私の地元の地元なんですけれども、前のほうの住宅が所得制限があつて、所得制限を超えてしまうと出ていかなければいけないというようなことがありましたので、所得制限のない住宅を造ってくださいということで、この4戸の住宅ができたわけなんですけれども、今度これが変更になってきますと、この住宅の上限の所得制限はあるんですか、ないんですか。ちょっと詳しく、すみません。それと、大体家賃はどれくらいになってくるんですか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

前は特公賃ということで15万8,000円以上が入れるということでしたけれども、今回は特公賃から公営住宅に準ずるということになりますので、通常は15万8,000円なんですけれども、霧島地区の場合は裁量ということで収入月額が21万4,000円までは入れるということになっております。そして、家賃につきましては1階でお話しいたしますけれども、1分位で2万500円、2分位で2万3,600円、3分位で2万7,000円、4分位で3万500円となっております。先ほどの21万4,000円というのはいろいろ控除をした金額ですので、そこそこ入れるとは思うんですけれども。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第84号についての質疑を終わります。次に、議案第105号、請負契約の締結について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（篠原明博君）

議案第105号、請負契約の締結について、概要を御説明申し上げます。昭和48年度から昭和49年度に建築された木之房団地は老朽化が著しくなったため、平成21年度から建て替え計画を進め、現在3号棟までが完成しております。今回、木之房団地建替（4号棟）建築工事について、請負契約を締結しようとするものでございます。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

議案の58ページになります。木之房団地建替（4号棟）建築工事の請負契約の件ですが、最初に現在までの事業経過の説明を行い、次に議案及び議案資料に基づき説明を致します。木之房団地は昭和48年度から昭和49年度にかけて19棟72戸を建設しました。構造は簡易耐火構造平家建てで、その後、老朽化が著しいため建て替えを決定し、全体計画戸数は70戸としました。平成21年度で木之房団地の建て替え基本設計と実施設計を行い、1・2号棟32戸が平成23年8月に完成、3号棟16戸が平成25年8月に完成、10月から入居を開始しております。それでは、議案及び資料について御説明いたします。地方自治法第96条第1項第5号及び「霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、請負契約の締結について議会の議決を求めるものです。工事名は木之房団地建替（4号棟）建築工事で、工事場所は霧島市隼人町内地内です。契約の方法は条件付き一般競争入札で、10月18日に公告の後、11月12日に開札を行った結果、落札と

なり、11月18日に仮契約を締結いたしました。契約の金額は2億3,415万円で、契約の相手方は霧島市国分新町一丁目4番55号、南建設株式会社、代表取締役、南博人でございます。次に、着工予定は議会の議決を得た日から起算して2日目からで、完成は平成27年1月9日の予定でございます。工事概要は、壁式鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積1,396㎡です。外構工事の自転車置き場、駐車場、敷地内道路などの工事も含んでおります。入札の状況を申し上げます。入札参加資格として、霧島市内に本社・本店を置き、霧島市格付け区分建築一式A級を有する者としたところ、15者の応札がありました。最低価格は、霧島市国分新町一丁目4番55号、南建設株式会社、代表取締役、南博人で2億2,300万円で落札し、その額に消費税相当額1,115万円を加えた2億3,415万円が契約金額となります。次に、図面で説明を致します。議案の60ページです。団地の位置は、京セラ隼人工場の東側になります。61ページです。団地全体の計画戸数は70戸で、1号棟16戸、2号棟16戸、3号棟16戸、4号棟20戸が壁式鉄筋コンクリート造4階建てで、平面は、家族向けの3DKタイプが48戸、小家族向けの2DKタイプが20戸で、計68戸です。さらに、木造平家の車椅子対応住宅が2戸あり、平成26年度に発注する予定でございます。ほかに、木造平家建ての集会所が施工中で、川原団地との共同使用を予定しております。駐車可能台数は、団地内に148台分（当初は149台）確保し、道路向かいの市営川原団地の駐車場不足部分をカバーし、2団地で一戸当たり1.5台を確保しております。団地の完成は平成26年度を予定しております。62ページです。4号棟の1階平面図になります。全20戸のうち3DKタイプが16戸あり、平面は、ベランダ側に和室2間と洋室で、廊下側に台所・玄関ほかとなり、浴室・トイレは外気に接しております。また、2DKタイプが4戸です。平面は、ベランダ側に和室2室で、廊下側に台所・玄関ほかとなり、浴室・トイレは外気に接しております。全ての部屋でバリアフリーとし、浴室・便所、そして玄関に手すりを設けております。エレベーターは、建設済みの3号棟に設置済みで、4号棟と共用になります。3号棟と今回工事の4号棟は、エキスパンジョイントで分離しております。道路は浸透式のアスファルト舗装とし、駐車場は緑化が可能なグリーンブロックとしました。植栽は必要最小限にとどめております。設備工事や畳工事は別途発注になります。63ページが立面図になります。入居募集は平成27年1月を予定しております。なお、この工事は平成26年度までの債務負担事業でありますので、平成26年4月1日以降の工事費分については消費税8%の適用を受けることから、変更契約で対応することとなります。そのときは、再度変更契約議案を提出することになると思います。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

木之房団地の4号棟が今度20戸できるわけですが、この設計価格と落札率をお願いします。

○総括工事監査監（上原良仁君）

予定価格につきましては消費税抜きで2億2,966万1,905円、それから落札率につきましては97.10%であります。

○委員（新橋 実君）

今回、4月から型枠工、鉄筋工が単価が上がったということですが、その辺はもちろん反映されているんでしょうか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

発注時点までに単価改正がありました分につきましては、全部入替えを行っております。

○委員（新橋 実君）

先日も南日本新聞に、非常に公共工事の不調が多いというようなことも言われておりました。何か単価が下がっているのではないかというような話も聞くわけですが、単価が下がったというか、その業者も非常に少ないと。入札して落札しても、実際工事が終わるか終わらないかという、東北のほうが非常に工事が遅れている可能性もあるわけで、そういう感じもあるわけですが、今現在、工事をされている所もあると思いますけれども、これについて26年度までの工事になるわけですが、その辺の工事期間ですね。その辺については余裕というか、実際工事完了までの工事期間がしっかりそれで終わるのかどうか、その辺の確保というのを確認はされていますか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

工期の問題ですけれども、こちらのほうで工期を最初設定するときに、通常であれば多分12月の中頃だろうということだったんですけれども、その後、検査とかいろいろしますと正月前に引き渡しということで、管理がやはり大変ということもあり、そして業者のほうも若干余裕を見たほうがいいのではないかと、こういう状況ですから、それで1月を越すような形でちょっと延ばしてあります。

○委員（新橋 実君）

その辺はしっかりと対応もしていただきたいと思いますけれども、あと駐車場が各団地、非常に手狭であるということで、これも今回、川原団地を含めて1.5台確保されているということですが、実際これで足りるのかどうかですね。1.5台というのが1台であったり2台であったり、持っているところはもう2台がほとんど多いと思うんですけれども、その辺について後々またそういった駐車場の確保も考えていらっしゃるのか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

今まで駐車場が足りない所を整備して行っているわけですが、その整備に入る前に入居者のほうの車の保有台数というのをいつも調査してから行うわけですが、大体1.4台くらいが標準というような形でありますので、ただ入居者が3台目を持っていらっしゃる場合については、市のほうとしては3台目はちょっと自分で探してくださいということでお願いしていますので、大体2台で足りると思います。老人の方は逆に車を持っていらっしゃるというのもありますので、大丈夫かと考えております。

○委員（新橋 実君）

この建物も和室が2間とか、ほとんど和室が多いわけですが、今現在はほとんど洋室が多くなっているのではないかと思うんですけれども、その辺の設計に当たっての考え方というのはどういうふうな形で考えていらっしゃるんですか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

平面を決めるときに、今後はもうちょっと一つの部屋が広い洋間にして、畳を1室にする方法も考えました。ただ、市営住宅の場合、ある程度若い人だけが入るのであればいいんですけれども、どうしても若い人も入ったり高齢者も入ったり、そして長期にわたって入居というのもの

すから、今回は畳2間としましたけれども、今後それをずっと続けていいのかどうか、そこは今いろいろ検討をしているところであります。

○委員（下深迫孝二君）

今よくお話を聞くのが、市の仕事をしてても儲からないと。要するに、東日本辺りに材料が行くから、材料もセメントなんかものすごく高くなっているという話を聞くんですが、そこらが考慮された見積りと言うんですか、役所のほうとしては作っていらっしゃるんですかね。何か今、前はセメントというか生コンが1㎡1万円くらいで買えたのが、もう今なんか1万5,000円とか1万4,000円とかそんななっているんですけれども、そこらは前の単価でその見積りを作っておられるのか。よくそういう話を聞きますが、そこ辺はどうなんでしょう。ちょっと参考までに。

○総括工事監査監（上原良仁君）

公共単価につきましては、毎年4月に公共単価の国の改正がありまして、それを基にしてまた県単価、それを市のほうは準じて使っているわけですけれども、毎年使っていますので、今年の場合は労務単価で15%くらいアップをしたということで、それももちろん県の単価ももう入れ替えてあります。そして、4月1日以降については全てその単価に入れてありますので、そのようなことはないと思います。

○委員（新橋 実君）

特に公共単価にないものが物価本でみなされるというようなことになっているわけですけれども、物価本で木材なんかを見ますと非常に市場価格と合わないというようなことを聞くわけですけれども、その辺の対応というのは、設計事務所がもちろん設計をされるわけでしょうけれども、その辺の考え方ですね。市場単価というのと物価本の単価というのは大分差があるというような話も聞くわけですけれども、その辺はどう考えていらっしゃいますか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

県の単価にない分につきましては、業者のほうから材料の見積り若しくは施工の見積りを頂いたり、それと刊行物で目安となる価格が入っておりますので、それを一応いろいろするんですけれども、特にこの材料の見積額ですけど、それが見積りの何%で値段を入れるかという問題があるわけですけれども、そこについてはいろいろ施工をされた業者にも以前聞いて、実際下請の通知も出てくるわけですけれども、そのときにうちのほうもこちらは設計した金額とこの業者のほうが出された金額とどれだけ開いているのか、その辺まで見て、必ずしも固定というわけではございませんので、そこは適宜見直しは行っております。

○委員（新橋 実君）

業者のほうは非常に厳しいというようなことも言われております。市場価格もしっかりと、やはり技術者の方もいらっしゃるわけですので、そういったところも当たっていただいて、ただ刊行物だけをあれするのではなくて、今言われましたけれどもその下請というか下請通知書等に見られるということですが、それはもうしっかり確認をしていただいて、やはり業者が赤字になれば市自体も大変なわけですので、その辺もとにかく、今、建築については非常に厳しいというようなことも聞いておりますので、市場価格とかそういったのも今後は配慮していただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

○委員（厚地 覺君）

今、資材のことが出ていますけれども、資材より、昨日もちょっと業者と話したんですけれども、人間がいけないと言うんですよ。だから、今後、こういうものにどのように対応されていくのか。また、今度はオリンピック工事とかいろいろ出てくれば、どんどん向こうに出ていくと。だから、もう作業員もいなくなると。今後、そのような要請はどのように考えていらっしゃるんですか。

○総括工事監査監（上原良仁君）

それにつきましては、私どものところで業界の方が来られて話をするわけなんですけれども、実際今、型枠工がない、それから大工さんもないということです。あとは、その業者のところで前からずっと一緒にやっておられる方は待ち長くいるんだけど、飛び込みで仕事 came たりするところについてはすぐ入らないと、そういう現状だということでございます。今言われましたそれについては、国のほうでも技能工が少ないということで、今プロジェクトを組んで、何かそれをさせているみたいですので、またそのことも今後見ていきたいというふうに考えております。

○委員（厚地 覺君）

この木之房団地はもう今年で終わりですかね、この事業で。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

平成26年度で終わりになります。

○委員（厚地 覺君）

この昭和48年度、49年度の建物ですけれども、牧園あるいは横川辺りを見ますと、これ以上の昭和30年代、40年代前半が多いわけですね。今後、これらの住宅改修というののどのように考えていらっしゃいますか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

昭和30年という頃になりますと、多分木造の一戸建てが何戸か固まっているというような状況になりますけれども、ほとんどの分につきましては、その分は用途廃止ということで、今退去をお願いして出ていただいておりますので。ただ、その以降の分につきましては、いわゆる簡平ですけれども、大きな団地につきましては建て替えということで、今入居募集停止をかけたりにして、その建て替えの時期が来れば、木之房団地みたいにその地域に合った形になるということです。木造で造る場合もありますし、鉄筋で造るというようなことも考えております。

○委員（厚地 覺君）

今回、南牧場住宅は全て改修が終わったんですけれども、あれも昭和四十二、三年代のものなんですよ。あれはもうあのままずっと、改修したからもっていくということで理解していいですか。それと、ひばりヶ丘住宅あるいはまた三体堂の入口にあるあの市営住宅、あれなんかどうなされるわけですか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

南牧場住宅ですけれども、南牧場住宅は今回、今年ですけれども瓦を葺き替えて、当面はあのままいけると言うんですけれども、それもずっと永久にそのままというわけにはいきませんので、やはり将来は建て替えということになっていかざるを得ないと思います。それと、ひばりヶ丘住宅は建て替えですけれども、この今の長寿命化計画の中では非現地建て替えとなっております。それと、

田原住宅はそこでそのまま建て替えということになっております。今の時点では、どこがいつというのはまだ具体的にはちょっと申し上げられません。

○委員（厚地 覺君）

要するに、予定は未定だけど、建て替えの予定はあるということですね。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

そのように考えていただければいいと思います。

○委員（新橋 実君）

今回、今この入札でも植栽は必要最小限に努めておりますということですがけれども、今のところは、またこれは所管事務になるかも分かりませんが、必要最小限ということは、なかなか植栽も高いのを余り植えても自分たちで管理はできないわけですね。誰かを頼むような形になっていくわけですがけれども、今後、今のこの植栽はどの程度を考えていらっしゃるのかですね。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

もう高木につきましてはシンボルとなる木を数本しか植えないと。それと、どうしてもやはりゼロというわけにはいきませんので、部分的に緑の植栽をしますけれども、今までみたいにたくさん植えてということは、やはりもう片方では入居者のほうからもうちょっと枝を落としてほしいという声もありますので。それと、もう一つは既設の駐車場を整備するときに、木がどうしても、やはり抜いてしまって、それをやはり捨てるのはおかしいのではないかと。片方では木を植えるところもあれば、木を処分するところもあるというのは、やはりちょっと見直しをしたほうがいいだろうということで、今後はできるだけ、使える分は新しいところでも持っていったほうがいいのではないかとということで、今回の3号棟ですがけれども、一部分、木を植えておりません。

○委員（新橋 実君）

植栽については植えてからが、後の管理が大変ですので、やはりその辺も考えていただいて、管理はその住宅の住民がやるのか、あとはどこか業者を頼んでされるか分かりませんが、その辺のことまで考えて今後は進めていただきたいと、要望しておきます。

○委員（中馬幹雄君）

参考までに、ここの木之房団地の今までできていた所の入居率は、大体何%くらいか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

入居率は100%であります。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第105号についての質疑を終わります。次に、議案第118号、霧島市温泉使用条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（篠原明博君）

議案第118号、霧島市温泉使用条例の一部改正について、概要を御説明いたします。霧島・牧園両地区の温泉供給事業につきましては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜

本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」により、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から引き上げられることに伴い、併せて今回、加入金を実質引き下げるにより加入促進を図ることから、加入金を除く使用料について本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては担当グループ長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○霧島総合支所産業建設課温泉G長（鎌田順一君）

議案第118号、霧島市温泉使用条例の一部改正について御説明申し上げます。霧島市温泉使用条例の別表第2、霧島地区使用料（定量制）と別表第3、霧島地区（計量制）及び牧園地区の基本使用料と超過料金の消費税率を5%から8%にそれぞれ改め、消費税を含めた金額を改正するものです。また、別表第4、計量器使用料につきましても、月額使用料の消費税率を5%から8%に改め、消費税を含めた金額を改正するものです。なお、別表第1、加入金につきましては、加入促進を図る観点から、消費税を含めた金額を現行どおりとし、実質値下げを行い、改定を致しておりません。また、別表第5、手数料につきましては、消費税の非課税となる取引に該当するため改定は行っておりません。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

加入料金を引き下げることがこうしてうたってありますけれども、加入料金を引き下げたときに運営は成り立っていくんですか、これは。

○霧島総合支所産業建設課温泉G長（鎌田順一君）

加入金につきましては、現在ここ数年、年に1軒あるかないかくらいの加入金であります。引下げ金額としましては、標準の一般家庭で1万7,000円程度になります。現在、使用料等で運営しておりますので、加入金を引き下げても、今のところの運営には支障はないと考えております。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第118号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時59分」

「再開 午前11時04分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第85号、霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○水道部長（馬場勝芳君）

議案第85号、霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。改正の1点目につきましては、動力経費等の削減のために霧島妙見台地区簡易水道事業を牧園東部簡易水道事業に統合し廃止することに伴い、第1条中及び第3条中第2項中の第7号、「霧島市妙見台地区簡易水道事業」を削り、8号以下の号をそれぞれ1号ずつ繰り上げるものでございます。2点

目は、霧島市と始良市における「公の施設の区域外設置に関する協議書」に基づきまして、本市の水道水を始良市中野簡易水道事業に対して供給するため、始良市加治木町日木山の一部を霧島市水道事業の給水区域に加えるため、別表を改正しようとするものでございます。以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（厚地 覺君）

これは、妙見台は自社で管理していたのではなかったんですか。従来水道事業でやはり管理していたんですか。

○水道部長（馬場勝芳君）

場所については隼人の松永から牧園の稼原に抜ける道路の所にロイヤルシティ霧島妙見台ということで、大和ハウスが整備をされた所でございますけれども、当時、水道につきましても当然その施設を業者のほうで整備されたんですが、ここの水道事業につきましては旧牧園町で簡易水道事業として国の認可を受けて、水道事業としてこれまでもやっております、合併後もそのまま引き続き、今言いましたように霧島妙見台地区簡易水道事業として市のほうで事業を行っているということでございます。

○委員（下深迫孝二君）

始良市の加治木町のほうに給水をするようにされているわけですがけれども、本市でもよそから水をもらっているという所はあるんですかね。

○水道部長（馬場勝芳君）

この件に関しましては、平成23年の第2回定例会に「始良市との区域外設置に関する協議」ということで議案をお出しいたしまして議決を頂いたところでございます。その中で、始良市のほうからうちの隼人の小牧地区という所に始良市のほうから給水をしていただくと。逆に、うちのほうからは始良市の簡易水道のほうに給水をしますよということで、お互いにそういう区域外設置ということで協議を致しまして、なかなか整備ができない所の方々のためにお互いに水をやり取りしましょうということで協議が整って、こういうことになったわけです。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第85号についての質疑を終わります。次に、議案第86号、霧島市給水条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○水道部長（馬場勝芳君）

議案第86号、霧島市給水条例の一部改正について御説明申し上げます。第8条及び第10条から第15条までは、市が直営で給水装置工事を実施する際に必要となる規定でございますが、現在、新築家屋等の給水装置工事は、水道法第16条の2第1項の規定に基づき指定した「指定給水装置工事事業者」が行っており、今後も市水道部において給水装置工事を実施することはないため、第8条中の文言及び項並びに第10条から第15条までの条文を削除するものでございます。第19条関係は、水

道メーターの設置等について、その費用負担区分を明確にするための改正及び貯水槽が設置してある共同住宅の各戸メーター設置に関する規定を新たに追加するものでございます。第33条関係は、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から引き上げられることに伴い、水道料金と同様に加入金の金額表記を内税方式から外税方式に改めるため、必要な部分を改正するものです。なお、改正後の加入金額は、現行の加入金の税抜き金額を求め、その金額の1,000円未満の端数を切り捨てて設定いたしましたので、税率が引き上げられても負担が増えたと感じる水道利用者は少ないものと考えております。第34条の改正については、手数料の徴収に関する規定をより明確にするため、文言を追加するものです。以上が本条例の改正内容であり、公布の日から施行しようとするものです。ただし、第33条の改正規定のうち、消費税率等が引き上げられることに伴い改正する部分に限っては、平成26年4月1日から施行するものでございます。以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第86号についての質疑を終わります。次に、議案第87号、霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○水道部長（馬場勝芳君）

議案第87号、霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。現在、国分後川内地区に工業用水道事業の施設等の一部を利用し、水道事業として配水を行っておりますが、工業用水道を所管する経済産業省に対し、水道事業利用後の霧島市工業用水道事業の一日最大給水量を2,500 m^3 から2,400 m^3 に変更する旨報告いたしましたので、整合性を図るため改正するものでございます。以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（新橋 実君）

今回、最大給水量を100 m^3 減らすということですが、実際使用されている使用量というのはどれくらいですか。

○管理課長（小松 太君）

現在、今年度は17事業所になっておりますけれども、大体そのうちのほとんどが、一日最大10 m^3 ということで契約をしております。大体一日平均が107 m^3 ほどということになっておりますので、月に大体3,300 t くらい。それから、現時点で今年度9か月経ちましたけど、9か月間で2万9,512 m^3 という状況になっております。

○委員（新橋 実君）

給水量が2,400 m^3 あって、一日が107 m^3 しか使わないということですが、実際、だからその残りが本当に無駄になっているのではないかと思うわけですが、これを何か生かす方法とい

うのを何か考えられたことはありますか。

○水道部長（馬場勝芳君）

以前からこのようなたくさんのお水があるのにもったいないのではないかなというようにも思われるわけですが、ただしやはり工業用水道事業については目的がございまして。そういったことで、今回この後川内につきましては上水道事業に利用できないかということで、これはもう厚生労働省あるいは経済産業省と協議を致しまして、使えるように致しましたけれども、今後、こういった水をどのようにしていくかということでは、まだ工業用水道そのものを廃止して、もう水道事業一本にしたほうがいいのではないかなという議論も我々の中ではしているところでございますけれども、ただ企業誘致のために、企業誘致促進のために、今こういった施設ができていますので、担当部署との協議も必要でございますし、やはり霧島市全体の問題として考えていかなければ、我々水道部だけで判断できるものではないということで、また企画のほうに今お願いしておりますが、調整会議を實際致しまして、今後の工業用水道の利用の仕方、そういったものについて協議をする予定でございます。

○委員（新橋 実君）

非常に給水量は多いんですけども、実際今、夏場が雨が少なくなったりして非常に水が足りないというような状況もあるわけですね、下の田んぼを作っている方はですね。水が少ない状況もありますので、そういった用水路関係に水を流すということはできないものなんですか。

○水道部長（馬場勝芳君）

今のところはそういったところまでは考えておりません。

○委員（下深迫孝二君）

あれは、要するにタンクが満杯になれば、自動的に止まるようになっているわけでしょう。ずっと垂れ流しで来るわけではないわけでもね。それはそうだろうと思います。そのような中で、今回、後川内地区、引いていただいたわけですけども、ちなみに全体で一月どのくらい使っていますかね。

○水道部長（馬場勝芳君）

今のところ、大体平均して月120m³、120tということですね。戸数的には13戸でございます。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第87号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時17分」

「再開 午前11時21分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第92号、霧島市隼人国民保養センターの設置及び管理に関する条例の廃止について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

議案第92号、霧島市隼人国民保養センターの設置及び管理に関する条例の廃止について説明いた

します。資料と致しましては議案の25ページでございます。提案理由と致しましては、隼人国民保養センターの施設の老朽化等に伴うことにより本施設を廃止しようとするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

この件については本会議でも質疑があったような気がするんですが、現在、年間利用者数はどの程度になっているのか。あと、これを廃止ということなんだが、現在の利用者に対しての説明、そういうものはしていらっしゃるのか。その辺をちょっと教えていただきたい。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

平成20年度からデータを持ってきておりますので、利用者数につきましては、平成20年が1万5,326名、平成21年が1万5,776名、平成22年が1万4,276名、平成23年が7,426名、平成24年が1万1,149名という利用者数になっております。それから、説明会につきましては、11月25日に張り紙を致しました。そして、昨日19時よりJAのひなたやま荘のほうで説明会を実施させていただきました。

○委員（岡村一二三君）

それぞれ年間利用者数を頂きましたが、だんだんまた元に返りつつあるような数字が上がってきたんですが、利用者に対する説明会は昨日19時でしたか、行いましたということなんですが、出席者は何名だったんですか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

聞きに来ていただいた方は2名でございました。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

昨日の説明会につきましては、当保養センターの状況説明ということで御案内を申し上げまして、説明会を開催いたしました。先ほどの年間利用者数の報告はあったところですが、一日の利用者が四十数名程度でここずっと推移しておりますので、それを考えますと、大体その七、八割くらいはというような形で我々も、私をはじめ職員一同、説明会に参ったんですけれども、昨日の状況はそのような出席者でございました。

○委員（岡村一二三君）

昨夜2名の出席者でしたよということで、この2名の出席者の中から意見があったのか。いろいろ質問事項ですね、御意見とか。そして、それについてはどのような御意見があったのか。公表できればお願いしたいと思います。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

昨日おいでいただいた2名の方につきましては、1名が鹿児島神宮近くにお住まいの男性の高齢の方でございまして、状況説明をした後、人数も少なかったものですからざっくばらんにお聴きしたんですけれども、本人にお伺いしたところ、あそこを利用する一番の目的は、料金が周りの日当山温泉の所に比べて格安だと。大体平均、高い所では四百幾らなんですけれども、大体250円、300円台のところを料金を取って、民間の方々はやっていらっしゃいます。ここの保養センターにつき

ましては120円ということで、まず料金が安いということと、湯量も当然少なくなっているんですけども、湯の温度が上がり切らないということで、大体40℃くらいなんですけれども、そのお湯の温度が私には一番いいんだということで、当然ほかの温泉等につきましては温度は42℃からもうちょっと高い所もあるんですけども、そういう意見でした。そしてあと、温泉が好きということで、日当山のいろんな温泉とか加治木の温泉にも行っているということで、そこだけを使っているというようなことではなくて、温泉が好きだから、閉館のときには周りの民間の温泉を利用しているというようなことでした。それと、もう一方は、もうちょっと若い人だったんですけども、利用者から意見を聞いて、今回のこれについてちょっと話を伺いたいということで来られた方だったんですけども、今の休養地の東側のほうは日当山温泉街ということで幾つか民営の温泉もあるんですけども、こちらの223号から空港に上る、向こうの地域の方々は、一番近い所がこの国民保養センターということで、そちらの方の御意見として少しでも近い所にそういう温泉があればいいんだけど、ちょっと今回なくなるのは寂しいなというようなことを利用者から聞いたということ、昨日の説明会の中で、来ていらっしゃいました。

○委員（下深迫孝二君）

今回、老朽化をしているから今回はもう廃止をするという、確か説明でしたよね、本会議の中で説明があったのはですね。老朽化をしている、とにかく修繕がもうできないということですか、それとも耐震がないということなのか、危険性があるということなのか。何か湯量も少ないとかというお話をされた記憶がちょっとあるんですけども、そこら辺をもう一回、ちょっと丁寧に説明してみてください。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

施設につきましては昭和47年に建設をされておりまして、今41年が経過しようとしてきております。泉源につきましては、日当山橋、鮎まつりをする公園がある所ですけれども、あそこの駐車場の所に泉源がございます。そこからひなたやま荘へ約800m配管がしてございます。これらが一回も変えていないということもございますけれども、施設につきましては浴槽内、それから脱衣所、天井のコンクリートが爆裂をされておりまして、もう落ちてきております。そこも全部きれいにしながら、今、鉄骨が見えたような状況がございます。タイルの所に亀裂が入ったりしながら、そこを補修しながら現在までやってきているというような状況があります。また、施設内の配管等についても漏水をしたりしておりますので、そういうところを修繕しながらこれまでやってきたということでもあります。また、併せて湯量の確保というところにも困難な状況になってきておりますけれども、隣の春光園がございます。春光園のほうと併用しながら今使わせていただいておりますけれども、ひなたやま荘が火曜日閉館ですので、火曜日に春光園の入居者の方々には入っていただいているという状況。そして、金曜日の午前中をひなたやま荘が今閉めて、11時までに入居者に春光園に入っていただくというようなことをやっております。理由と致しましては、ひなたやま荘の温泉の浴槽がたまるまでに現在2時間掛かっているというような現状がございまして、本当ならば一緒に使っていただいて、毎日入れるのが理想なんですけれども、湯量の確保というところでは非常に困難な状況に来ております。併せて、今説明がありましたとおり40℃という温度になってきておりますので、配管が長ければ長いほど温度も冷めると。春光園では温度が低くなった場合には、ポ

イラーをたいて、温かいお湯を加えて使っていたという現状であります。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、ここで投資をして料金を上げるというようなことは、全く検討されなかったんですかね。湯量が少ないということになればもう無理なのかなという判断も今したわけですがけれども、例えばそれだけかなりの数の人が入りに来ておられますよね。当然安いからというのかなりあるのではないかという気がするんだけど、それをきちっと整備して、料金を民間と同じような300円とかそこらに上げた場合のということは、全く検討されなかったのか伺います。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

今、ひなたやま荘の温泉施設は、浴槽が一つ、そしてシャワーもございません。蛇口のみです。昭和47年に建てられておりますので、耐震というところも多分クリアされていないのではなからうかと。そこらを改修するには相当の経費が掛かるということが予測されます。併せて、先ほど言いましたとおり、泉源の湯量の確保と。さらえ掘りをしたときに本当に湯が出るのかということもはっきりしない。そして、延長が長いですので、配管をやり替えるとなると800mですので、ちょっと建設部に聞いたところ、配管を入れ替えるとメーター5万円くらい掛かるのではないかと、国道沿いをいっていますので。そうなったときに、配管だけでも4,000万円くらいと。そして、必ず出る保証もないというようなこともあります。併せて、日当山地区の公衆浴場の料金を電話をして聞いてみました。一番安い所が150円でした。そして、高い所は別なんですけれども、大体200円、300円、250円、こういうのが主流になってきております。やはりこういう所との兼ね合いということもありますので、120円をそういう金額に上げたときに、今の施設の中で利用者がどうい変化をするかということもございまして、この民間の方々は今から入湯税も払っているというような現状がございまして、日帰り80円くらい入湯税を入れていただいているというような現状もございまして、総合的に判断した中で廃止ということにさせていただいております。

○副委員長（前島広紀君）

ちょっと確認させていただきたいんですけど、先ほどの説明では春光園の方も、このひなたやま荘ですか、保養センターを利用していたということですよ。これからどうされるのかなということをお聞きしたいんですけども。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

春光園につきましては配管が別途ありまして、春光園には浴槽がございまして、ひなたやま荘に温泉を供給しないでバルブで切り替えて春光園の浴槽のほうへ持っていっているということでございます。

○副委員長（前島広紀君）

そうしたら、この保養センターは利用するのは廃止して、その後、解体されるんですか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

ひなたやま荘は今、管財のほうはJAのほうに事務所として確か貸している施設と一体になっておりますので、基本的にうちのほうで解体ということまでは考えておりません。

○委員（新橋 実君）

ということは、今、JAのほうと一緒に貸しているということでしたけれども、これだけの管理

費というのは発生していないということですかね。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

今、市とJAのほうで委託契約を結びまして、年間の委託料を払っております。24年でいきますと173万5,000円という委託料を払いながら、営業日数312日等を営業していただいているという状況でございます。

○委員（新橋 実君）

確認なんですけれども、私もここは行ったことがないんですけれども、結局管理するということであれば、そこに番台さんか誰かが居て、そこでお金を徴収するということですよ。それを毎日、その方が休みの日以外はいらっしゃるということですよ。その日のお金もこの173万5,000円の中で支払われているということで理解していいんですか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

全ての委託料に賃金とかいうのが入っております。ただ、塩素系の薬剤ですとか消耗品関係はうちのほうで別途組んで、なくなった時点で補給をしているという現状でございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、その管理をされるというか、そこにいつもその温泉が開いていれば、お金を徴収したりいろいろするわけですから、誰かが一人は居ないといけないわけですよ。それは何時から何時まで。そのお金については、管理されているそこについては、今の先ほど言われたJAに市が委託料を払っているこのお金と相殺されているのか、それともJAからまたお金が出ているのかちょっと分かりませんが、その辺については把握はされていますか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

開館時間は午前11時から午後7時までということになっておりますので、その間は公衆浴場法の関係で番台に必ず誰かが居るということになっておりますので、その旨で委託契約をJAさんと結んでおります。併せて、開館前の2時間くらい前には来ないとお湯がたまらないという現状がありますので、清掃作業を含めて早目に来て、開館に向けての準備をして、終わった段階で片付けて帰ると。これらの賃金についても全てJAさんのほうから賃金に関しては払っていただいているということでございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、JAにとってもかなり負担になっているというようなことですよ。そういうことで、JAのほうからもそこについては廃止をしたほうがいいのかというような依頼があったんですか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

JAにとっては負担になっているところは事実でございますけれども、JAさんのほうから閉めてくださいということは、私は聞いておりません。

○委員（岡村一二三君）

春光園と一般の入浴で使っているという説明でしたが、湯量の話がされましたので、今後の湯量がどうか心配されているような話でしたので、今度はこの入浴をしていただいている分を廃止ということになりますと、今後は春光園さんは湯量の確保とかそういったもの、配管の関係、どのよう

な扱いをすることになっているのか、その辺は調整されていらっしゃるんですか、議論はされていらっしゃるんですか、春光園とは。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

ひなたやま荘のほうは、浴槽が春光園からしたら大分大きい状況でございます。先ほど2時間掛かると申しあげましたけれども、春光園に確認をしましたところ、ひなたやま荘を止めれば20分でいっぱいになるというような現状でございます。併せて、春光園が今後も温泉は活用したいというようなことで、保健福祉部のほうで配管を直接つなぐ補正予算を提案されていらっしゃるというふうに思っております。

○委員（岡村一二三君）

その補正予算で配管をということなんですが、その配管の補正金額の捕らまえ方ですけれども、どこからどこまでを補正で配管を考えているのかちょっと分からないですよね。今さっきの説明では、バルブを切り替えるだけで春光園につなげますよということでしたので、今後、保健福祉部で、もう商工観光部がこの分を廃止ですと、商工観光部のほうはもう関係はなくなるということですので、それらについて春光園の入所者、定員が50名ですので50名対応の湯量確保は必要になるわけなんですよ。そういった関係で補正も考えてはいらっしゃるんでしょうけれども。泉源から全部を捕らめた予算計上を今後もしていくのか。その辺のお話はどのようになっているんですかね。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

泉源からひなたやま荘までの配管につきましては、今まで漏水が出た段階で補修をしながらやってきました。今、ひなたやま荘を経由して春光園にいつているというような現状がございます。それがために温度もぬるくなるということで延長が長くなっておりますので、今回は223号の春光園を右に見て、手前のほうに橋がございますけれども、その橋の下に配管が来ております。そこから春光園に直接、今ある春光園の、上がってすぐ上の所に配管が来ておりますけれども、そこを直接つなぐことによって延長も短くなると。やってみないと分かりませんが、温度のほうも若干保てるのではないかなと。湯量の確保というところもできていくということで協議をしながら、春光園は保健福祉部の所管ですので、そちらのほうで計上していただいているということでございます。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第92号についての質疑を終わります。次に、お諮りしますが、議案第102号ですが、指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）についての質疑になっておりますけれども、傍聴の要請も出ているようでございます。それで、武田特任課長もいらっしゃいます。次の議案第116号と第117号を前に持ってこようと思うんですが、いいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは次に、議案第116号、霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第117号、霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

議案第116号及び第117号について説明申し上げます。議案第116号、霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。資料としては追加議案の10ページでございます。消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日より改められることに伴い、料金收受設備の改修費用が使用料収入と合わないために、展望室望遠鏡を除き、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。詳細は、一部改正条例新旧対照表の8ページ、国分ハイテク展望台使用料の会議室を1時間520円から540円に改正するものでございます。次に、議案第117号、霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明申し上げます。資料と致しましては追加議案の11ページ、12ページでございます。当施設の老朽化により使用の制限を予定している自炊室を有料施設から除くとともに、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日より改められることに伴いまして、給湯料を除く使用料について本条例の所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては担当課長のほうから御説明申し上げます。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

議案第117号、霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。資料と致しましては、今、部長がおっしゃったとおりです。この度の条例改正は、平成26年4月から消費税率が改められることに伴い、関平温泉の入浴料（貸切風呂を含む）を大人300円から310円に、子供140円から150円に、貸切風呂の部屋代を1,200円から1,240円に改正しようとするものです。なお、自炊室に関しましては、平成26年度から着手する関平鉱泉所の整備計画に伴い解体の予定であること、また現在、老朽化により使用の制限を行っていることから、この機に有料施設から除きたいため、使用料の改正は致しません。給湯料、関平鉱泉水の販売代金のことですが、この給湯料に関しましてもミネラルウォーター業界の動向が把握できない中で料金を改正することは、商品競争力の低下を招くおそれがあるため、今回の料金改定を見送ることと致しました。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

この展望台の件でちょっとお尋ねしますが、私どもも長く行ってはいないんだけれども、あの下の木が大きくなってきて、全く展望台の用を成していないというのがあるんだけれども、あそこの展望台でしょう、工業団地の。あれは何とかならないものなんですか。展望台という名前が付いていて、何も見えないんですよ。工業団地を造る頃にあそこに展望台ができて、下がよく見えていたんですよ。来られた方たちもあそこでよく眺めたりされていたんだけれども、今、全く展望台の用を成していないというのが現状ではないかと思うんだけど。そうでないと名前の変更までしないと。展望台ではないですよ。今あれはどうなっていますか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

展望台の周辺的人工林があるわけですが、そこにつきましては、はっきりと記憶にはございませんけれども、展望台が設置されてから何年か後に市のほうから所有者のほうに対しまして、そういう景観等も含めまして、譲渡の御相談を申し上げた経緯があったようでございます。そのと

きには当時の担当職員のほうも交渉に行かれたみたいなんですけれども、話がまとまらなかったというようなこともございます。そして、その後、1年くらい前ですかね、今度は逆にそちらの所有者のほうからそちらの森林のほうをいろいろ相談したいというような話があったんですけれども、その面積的なものとか今後の利活用とかそのようなこともありまして、相談を頂いた方には人を介して、今のところはそういう計画と言いますか、ないということでお答えをしているような状況でございます。

○委員（下深迫孝二君）

ということは、要するに展望台としての機能を果たしていないということなんですよ。最近行かれてみましたか。前のほうに杉がいっぱい立っていて、見えないわけですよ。だから、あれがもっと見えたら、工業団地の人たちだけではなくて、下からも行かれたりするんだろうけどなあと。下井で花火大会があるでしょう。あのときも打ち上げる所なんかは見えないんですよ。あの上に上がった所だけは見えるだけで。だから、ちょっと展望台としてどうなんだろうなという気が私はしてならないんだけど。せっかく地主さんのほうからもそういう要請が来ているのなら、やはりきちっと、人をただ介してではなくて、直接行って話を聞いて、どういうふうにしてほしいのかということを知る必要はあるのではないですかね。せっかくいいチャンスではないですか。ただ、その人を介して、その面積が広いから、なんだかんだでもうただ終わっているのか。今だったら今度はバイオマスで切った材木も、例えば製品とならないようなものでも使えるということも目の前に来ているわけですよ。そうでないと、今おっしゃるように人を介してというのでは、市のほうが必要としているわけだから、行って話を聞くだけはきちっと聞いてみられるということが大前提ではないかと思うんだけど、どのようにお考えですかね。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

私も実家が近いので、たまに上ったりするんですけども、全体的に見渡すと、一部、何と言いますか、市街地のほうを望むほうがやはりちょっと繁茂しているのかなという感じがしているんですけども。今おっしゃったその展望台としての今後の活用とか現状とか、そういうこと、もう一回、再度私も現場に行きまして、今後どのようなことができるのか、またその部分だけではなくて全体的な、360度というのはちょっと語弊がありますけれども、せめて錦江湾から市街地に向ける方向の、全体的なこともまた考えていかないと難しいでしょうから、その辺のところを一回また現地を見まして、今後検討課題ということで対応させていただきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

今、下深迫委員が言われましたけれども、あれは私が仲介をしたんですよ。私が仲介をして話が来たんですよ。私が藤山部長のほうに一応話をしたんですけども、そういう状況だと。やはり非常に市街地が本当に見にくいんですね。だから、これについてはまた私のほうも地権者と話をしながら、また商工観光部と話をしてもらうように伝えていきたいと思いますので、またよろしくお願ひします。あと、このハイテク展望台の来場者ですね、この利用者、これはどれくらいあるのか、ちょっとお伺ひします。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

平成24年度の利用状況でございますけれども、利用者数が8,449名ということになっております。

○委員（新橋 実君）

これは、今言われるハイテク展望台の会議室の利用者がそれだけということですかね。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

会議室の利用は、平成20年度から調べましたけれども、一回も利用されておりません。今、入ってきている展望台の使用料につきましては、望遠鏡の部分のみとなっております。

○委員（新橋 実君）

確認ですけれども、この8,449名ですか、これは望遠鏡を利用した人がそれだけいたということではないんですかね。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

望遠鏡は24年でいきますと3万3,500円ですので、100円ですので335名の方が御利用いただいているということで、先ほど申し上げたのは、あそこに来られた方の累計でございます。

○委員（新橋 実君）

あそこに来られた方というのをどうやって把握されているのか。確かに管理人の方もいらっしゃると思うんですけれども、あそこには上野原のテクノマラソン大会なんかもありますよね。そういうのを考えれば、まだ利用者も多いのかなと思いますけど、その辺の利用者の数え方、その辺はどうなっているんですか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

管理人さんがあの下の所に居ていただいておりますので、20名で子供さんたちが来たりとかいうのを積み重ねて、調べていただいているということでございます。

○委員（新橋 実君）

あそこは展望台に上る所と下のほうの芝生もあるわけですよね。その芝生のほうは入っていないんですね。これは展望台に上った方だけなんですね。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

芝生の所で、駐車場に来られて中で遊ばれた方をカウントしていただいております。

○委員（下深迫孝二君）

ちなみにこの指定管理料は幾らでしたかね。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

台明寺溪谷公園とございますけれども、重久の奥のほうへ行った所ですが、国分ハイテク展望台とあそこを合わせて900万円で指定管理に出しております。

○委員（下深迫孝二君）

合わせてということですが、こちらの分が幾らというのはやはり決まっているのではないですか。そうでないと、合わせてと言え、どちらに幾ら払っているのかというのは全く分かりませんよね。分からなければいいけれども、後でまた教えてくれればいいですが、ただそれだけのお金を払っているわけだから、やはり少なからず1,000万円近い管理料が掛かるわけですよね、その両方入っていてもですよ。だから、そうすればやはりもう少し利用価値があるようなものにしていかないと、芝生に来て寝転んでいた人までカウントしてこれだけの利用がありますよというのでは、やはりちょっといかなものかなというふうに思いますので、できたら早急に山主さんとも

当たっていただいて、気が変わらないうちのほうがいいわけですよ。その全部を買ってくれとおっしゃるかも分からないけれども、一部だけでも、市は一部でいいんですけどねということになったときに、それに応じていただければ、またそれはそれで有り難いことなわけですから、まず当たって砕けろということも大事ではないですか。どうでしょう。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

先ほども申し上げましたような状況の中に、あの周辺は大半が保安林というようなこともありまして、その辺も当初、議員のほうから話があったときも、当時の部長やいろいろちょっと協議をした経緯もありますけれども、今また委員のほうからもそういうような御意見も頂きましたので、もう少し慎重にまた協議をさせていただきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

先ほど会議室の利用が全然なかったと。今回520円から540円に上げるということでしたけれども、この会議室は幾つあって、その利用をする宣伝というか何と言うんですかね。せっかくあるのに使われていないというのも何かあれですけれども、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるわけですか。そこも含めてお願いします。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

向こうの施設の中で、2階に展示室、会議室、トイレ等がございます。PRにつきましては、国分ハイテク展望台ということでPRはしているんですけれども、毎年春が明けてからじょうもん駅伝等がありますけれども、その中でちょっとした打合せをしたりとか、当然その市のイベントのためですので、使用料うんぬんは別なんですけれども、確かにあそこに会議室があって、あそこの会議室をどんどん利用して、やってくださいというような、正直言ってそのようなPRは行ってはいないのが現状でございます。ただし、そういう消費税の関係もございまして、今回の改正ということで、先ほどの望遠鏡につきましては、やはりもろもろの利用につきまして利用者がそれなりにいらっしゃるということと、改修のための費用等もまた掛かりますので、今回は省いているというようなことですので、御理解を頂きたいと思います。

○委員長（志摩浩志君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時05分」

「再開 午後 1時15分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

関平温泉・関平鉱泉所のほうも先ほど説明がありましたけれども、今回、整備計画に伴いということで解体の予定であるということでしたけれども、前回は何か産業教育常任委員会のときに図面のほうも渡されて、それもプロポーザルで何かされたみたいで、地元業者は全然入っていなかったわけですけれども、その辺についてはどのようなお考えで、今回のまた別な所も地元業者を捉えていない状況もありますけれども、その辺をちょっとお伺いします。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

今回のプロポーザルに関しましては、鹿児島市内の設計業者6者に対して案内を出したところがございます。選定に当たりましては、当然登録している業者に基づいて、建設部と協議を致しまして6者に対して案内を出すことで決裁を頂いて、プロポーザルを実施いたしました。霧島市内の業者がないということがございますが、予算規模、事業費総額でいくと、事業費ベースで大体10億円前後ということで、建設部とも相談いたしまして、そのように業者を選定したところがございます。

○委員（新橋 実君）

その設計で10億円ということはないと思いますよね。全体の総工費で10億円くらいだと思うんですけども、そうした場合の設計料は、その10億円の大体3%とか言われますけれども、約3,000万円、それくらいになるのかなと思うんですけども、実際それだけの金額があるのかですね。実際、大体地元がそれをできないのか。その辺の判断というのはどのような形でされたんですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

地元でできないということで最初から地元を外したというわけではございませんで、今までの霧島市内で発注した実績とか県内の建築物を設計した実績とかそのようなものを勘案いたしまして、その6者に案内を出したところがございます。

○委員（新橋 実君）

実績を言われますけれども、実績は今までの積上げなんですよね。だから、いつまで経っても実績がないと言え、幾らあっても地元の業者は入っていないわけですよ。そういったところで、だから実績を取るためにもそこに入れて、どういうふうな図面を書くか、その辺をしっかりと調べるのがせつかくの霧島市の職員の立場ではないですか。そういったこともせずに、たまたま今までの実績があるからと言って、地元を外して鹿児島市だけ入れるというのは私はおかしいと思いますよ。その辺はどう思われますか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

その点に関しましては委員がおっしゃるとおりだというふうに考えております。実際に今回、設計を委託した業者は鹿児島市の堂園設計株式会社というところがございます。ここが予算で大体4,000万円くらいの契約だったかと思えます。そういう地元業者を育てるという意味では、確かにそのような配慮も必要だったかなというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

もう決まったということですけども、それは私たちには全然知らされていない。もちろんプロポーザルだから指名委員会で決まったのかも分かりませんが、やはり今後はそういった意味で、やはり地元業者の育成ということでは、やはりプロポーザルであればやはり入れてみて、どういうふうな図面を書くか、そういったものも検討してもらわないといけないと思うんですよ。前もプロポーザルで今まで失敗したのが、舞鶴中もだったし、そののじょうもん市場ですね、ああいったのも後々問題がいろいろあったじゃないですか。そういったことを本当に考えてやっているのか、私は疑問に思います。やはりそういったことを考えれば、できるだけ地元業者もぜひとも入れていただいて、やるべきだと思いますよ、今後のことで。どうですか、そこは、部長。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

今回の関平鉱泉所の新工場建設につきましては、私どものこの部署の中にそういう建築なり土木

なり、そういう職員がいないというようなこともありまして、当然このような大きな事業ですので、建設部のほうを通しまして業者選定なりをさせていただいておりますので、そういう部分につきましては、言い訳ではないですけれども、全体的な全庁的なそういういろんな工事等が発生するわけですので、そういうところでしっかりと、また今後検討していく一つの要因かなと考えておりますので、今回の件については御理解を頂きたいというふうに思います。

○委員（新橋 実君）

今日は商工観光部ということで建設部は入っていないわけですが、今いらっしゃらないわけですが、私もその経緯は全然分からない中で、前、産業教育常任委員会でそういう図面が示されたというのを、私たちは委員会は別でしたから全然聞いていなかったわけです。もう決まったということも今分かったわけですが、やはり今後は建設部とも話をされるときは、いろんな事業が出てくると思いますよ。そういうときは地元業者もやはり優先して、地元育成のためには私はやるべきだと思いますので、今後は部長、しっかりとその辺の対応をしていただきますようによろしくお願いしますよ。要望しておきます。

○副委員長（前島広紀君）

ハイテク展望台の展望室望遠鏡の件についてお尋ねしたいんですけど、この望遠鏡の使用料は幾らですか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

一回につき100円となっております。

○副委員長（前島広紀君）

私、1年くらい前だったかなと思うんですが、遠方のお客さんを連れて、見晴らしがいいということでこの展望台に行ったことがあるんですが、ちょっと私の勘違いかも分かりませんが、安いなと思ったことがあったんですけど、私、100円だったら高いと思って見ないと思うんですけど、後でもう一回確認してみたいと思いますけれども、先ほどの説明では335人の方が使って3万3,500円くらい利用料金があるということでしたけれども、今までの話の中では会議室は一度も使われたことがないということですよ。そういうことの中で、望遠鏡は改修費用が高いから取り外しますということなんですけど、今現在は望遠鏡は使えない状態なんですか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

先ほどの説明の中では、その望遠鏡を取り外すという答弁はしていないと思います。今回のこれにつきましてもそこを除いた部分の中で、望遠鏡については既存のまま、会議室の使用料につきましてその消費税の関係で改定をお願いしているということです。

○委員（下深迫孝二君）

関平のほうでちょっとお尋ねをしますけれども、約10億円くらい掛かるということですが、これは関平のほうは何か積立てをされているというようなお話を聞いていますよね。今、積立金はどのくらいあるんですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

平成24年度の決算後におきまして、約10億6,800万円ほどの積立金がございます。

○委員（下深迫孝二君）

ということは、それで全部補えるというふうに理解していいですかね。当然人件費等もまた要るのではないかという気がするんだけど、あそこで働いていらっしゃる方たちですね。それをひっくるめても、全部工事費については補えるということで理解していいですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

現在、その基金の範囲内において整備をしようという計画で進めております。

○委員（下深迫孝二君）

基金の範囲内で整備をするということですが、まだそのほかにもしなければならない所があるんですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

今回の関平鉱泉の整備計画につきましては、その総額を全て基金の範囲内でおさめようということで計画を進めております。

○委員（下深迫孝二君）

今回扱われるのは、その建物も壊してどうかこうとかいうことも前に説明をされましたよね。それまでひっくるめて、だから全部できるということでしょう。約10億円あれば、全体が更新できるというふうな理解でいいわけですね。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（厚地 覺君）

人件費までと言われたけど、それは通常の経費だと思うんですけども。まず、特産品協会あるいは福祉協会などと話し合いを数回なされたと思いますけれども、この中で先に示された青写真と大きな変更点というのがあったものかどうか伺います。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

特産品協会とは計3回ほど、もう説明会なり打合せを致しまして、当初に示しました図面から大幅な変更はございません。

○委員（厚地 覺君）

それと、ミネラルウォーターなどの動向を把握してうんぬんと、水関係については値上げはしないということですが、これが仮に値上げをしなかった場合に容器の原価は年間どのくらい上がるものですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

今までの販売ベースでいきますと、原材料費が上がるということはその消費税の3%分が上がるということですので、今、鉱泉水の原価というのは大体50%前後です。つまり1,000円の鉱泉水ですと大体500円くらいの、原価を含めていろんな材料費が掛かりますので、やはりそれを考えますと、その500円に対して3%分くらいは経費が余計に掛かるのではないかというふうに考えております。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第116号及び議案第117号についての質疑を終わります。次に、議案第102号に入る前に、傍聴者の申請があります。6人の方の傍聴を許可していいですか。

[「はい」と言う声あり]

許可します。

[傍聴者入室]

次に、議案第102号、指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）を審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

議案第102号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。資料と致しましては議案の45ページから47ページでございます。霧島市浜之市ふれあいセンターの指定管理者を指定するために、公募により選定した有限会社熊南空調システムを、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

まず最初に、今回の審査に当たるについて、それぞれ資料を頂いているんですが、会議録とか、その関係で、まず会議録の関係をお尋ねしますが、この8月5日が第1回目なんだけれども、委員の名前が黒塗りで出してあるんだが、今度は8月8日から3回目まで委員の名前が全然掲示をされた経緯がないんですよ。誰々委員が発言をしたのか全然分からないわけなんだけれども、個人情報で隠す決まりを作っていれば、それはそれで理解もできないことはないけれども、これがずっとこのまま何々委員が質疑をしたというのが執行部も分からなくなるのではないかと。私、こういう会議録を見たことがないんですよ、この霧島市の中の会議録がそれぞれありますので。申請者も名前はないですよ。この取扱いについて、まず冒頭に説明を求めたい。それと、最初の1回目の委員で4名の外部委員がいらっしゃることになっているんだが、黒塗りばかりで委員さんの名前も分からないわけ。それで、委員はどのような選考で外部委員4名を決められたのか。それと、欠席という部分なんです、この括弧書きだけが黒塗りが余り多いものだから、括弧で囲んである部分が全然分からないんですが、ちょっと説明を頂きたい。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

まず、外部審査委員を黒く塗ってある理由につきましては、霧島市指定管理候補者選定委員会の設置要綱の中に、第4条の「委員の任期等」というところで、「委員の任期は指定管理者制度を導入する施設の指定管理者の指定を行うまでの期間」ということになっております。今回のこの議会の議決が頂けましたら、その手続を踏まえて1月下旬ぐらいのスケジュールで通知を出すと。それが指定を行うまでの期間ということになっておりますので、その期間中は外部審査委員等については接触とか公平・公正な審査を行っていただくということも踏まえて、委員の皆様にはそういう話をさせていただきながら、承諾を頂いていることから、今回、まだ議決を頂いておりませんので、こういう取扱いをさせていただきました。また、2回目から委員ということになっております。これにつきましては、今後、修正をかけていきたいと思ひます。申請者についてもそのような取扱いを

させていただきたいと思います。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

岡村委員の質問の中で、若干ちょっと調べたいと思いますので、休憩をお願いしたいんですが。

○委員長（志摩浩志君）

しばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時21分」

「再開 午後 1時23分」

○委員長（志摩浩志君）

再開します。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

霧島市指定管理候補者選定委員会の設置要綱の中の「組織」という第3条がございます。「委員会の委員は13名以内とし、副市長及び関係部局の職員並びに有識者をもって組織する」ということで、今回、観光課のほうで、外部審査委員につきましては、1名は地域の代表の方、そして女性の代表の方、そして観光施設関係の代表の方、特産品部門のある代表の方々をお願いしたところでございます。

○委員（岡村一二三君）

今の分は理解しますが、先ほど執行部のほうで、この委員名については申請者を含めて今後名前を掲載していくという説明でしたよね。とおっしゃることは、そちらが持っている事務処理上のパソコンの中にも入っているわけなんですよ、考えたときに。今から入れられるわけではないわけですので。だから、そうしたときに、あえてなぜそれを出してこなかったというのもまた疑念を抱かれますよ、こういう考えを出してこられると。だから、最初から名前は分かっているわけだから、内部委員については公表しているわけなんだから、内部委員の発言についてはもうそのまま出せるわけなんですよ。外部委員は今おっしゃるように、取扱要綱で「決定してからは出せますよ」ということで、それは一応理解しますけれども。だから、内部委員の発言はもう出せるわけですので。あえてこういう格好で会議録を出すのは不自然ですよ。このことは指摘しておきます。今後、十分ですね。市長は公平・公正、透明などこうとおっしゃっているわけなんだから。なぜこれを言うかと言うと、市民のための市民の行政財産ではないですか。それを特定の方に管理を委ねるといふシステムがこれでしょうから、ちょっとおかしいですよ、この考え方は。部長、どうされますか、この考え方について。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

先ほどの岡村委員の中の外部委員についての部分は御理解いただいたと思いますけど、その内部委員の氏名の表記ということですが、これにつきましては指摘をしておくということですので、行革のほうともしっかりと今後協議をしながら、このような事例が発生した場合の対応については、しっかりと検討させていただきたいと思います。

○委員（岡村一二三君）

検討ではなくて、文書法制、総務課長のほうはもう何箇月か前にこの開示請求等のこういったものの取扱い、それについては文書法制は把握していると思いますよ。だから、それに従って出せば

問題ないと思いますよ。皆さんにも指導はされていると思いますので。次に、24年度の決算資料を、私、決算特別委員でしたので持っているんですが、議員は全員持っていると思います。24年度の決算の成果説明では、このシルバーの関係ですね、浜之市の関係。これは、内容が、成果ということで「利用者に対し安全で快適なサービスを提供することができた」というふうで、これはトップの責任でしょうから、市長が議会に説明していることになるんですよ。そういった説明を市長がしているにもかかわらず、今回は県外業者の施設管理運営経験のない空調システム会社に指定したいという提案になるわけですが、シルバー人材センターが管理した経緯とこれまでの管理における問題点があったのかなかったのか、説明をお願いします。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

毎年事業報告書を提出していただいておりますけれども、検証結果を出しております。そこにおきますと、「職員を適正に配置し管理運営を円滑に行っている」という検証結果になっております。今回の募集要項の中で定めております参加資格要件というものが、「鹿児島県内に事業所を有する法人その他の団体」ということで、今回の熊南につきましては、本社は熊本でございますけれども、別紙の資料の熊南の事業計画書の申請書の次のページでございますけれども、申請者の概要というところで「平成25年6月、鹿児島県出水市野田町に鹿児島営業所を設置、現在に至る」ということで、資格要件は。

○委員（岡村一二三君）

聴かないことは言わなくていいんですよ。資料をもらっていますので、今おっしゃった関係についてはもう資料の中で分かっているわけなんだから。私が言っているのは、シルバー人材センターが管理した経緯とこれまでの管理における問題点の説明を求めたいと聴いているわけだから、問題点があったのかなかったのかを答弁されたら結構だと思いますよ。それと、冒頭に質問をした、最初の日の委員会の欠席者が括弧書きなんだけど、黒塗りが多くて括弧で囲んである部分から分からないから、実際は何名だったのかというのを冒頭には聴いたと思いますので、まだ答弁が返ってきていませんので、二つほど。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

1回目の選定委員会の会議の中で欠席者が2名いらっしゃいました。それについては後日来ていただきまして、説明会を実施したということでございます。それから、これまでの指定管理者について、何ら問題はなかったかというふうに思っております。

○委員（岡村一二三君）

はい、分かりました。あと、質疑があろうかと思しますので、あと1点だけ、まずは聴いておきます。この外部委員が4名いらっしゃるわけなんですけど、この委員の中でそれぞれ何々の代表者と、女性の方とかいろいろ説明があったんですが、委員の中にシルバー人材センターの事業執行での利害を有する関係者は含まれていなかったのか、分かっているらっしゃればですね。それと、これまでシルバー人材センターの理事に副市長が、最初は合併した当時は保健福祉部長が理事になっていたと記憶しているんですが、南田副市長が入っているんだが、南田副市長は御存じのように9日付けで退任されていらっしゃいますので、これは宛て職だったろうと思うんだけど、この残任期間は誰が担うことになっているのか。そのことだけをまずお尋ねしておきます。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

会議録の1ページ目のところに冒頭で「委員長挨拶」という欄がございますけれども、今回、南田副市長はシルバー人材センターの理事ということで、中ほどのところに書いてあります。「委員長を辞退させていただきます」というようなことで、議事録の中であって、その職務を代理するということで中村副市長の名前が書いてあって、ということで、南田副市長は今回の選定委員の中からは辞退されたということでもあります。また、ほかの外部の審査委員につきましても、今の指定管理者の会員ですとか、そういう利害関係がない方を選考したというふうに考えております。

○委員（岡村一二三君）

1点だけ、ちょっとまた理解してもらえなかった件があるんですが、南田副市長、この会議のときは私はシルバーの理事だと、委員長なんだけれどもこれについてはできないからという話で、これはもう読んで分かっているんだが、理事として宛て職だったはずなんだが、副市長を退任されたので、後任は誰がなることになっているのか、それが分かっていたら教えてほしいということをお尋ねしたわけですので。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

次の理事の件については把握しておりません。

○委員（下深迫孝二君）

今ちょっと資料を見ているんですが、シルバーの分と、こちらは熊南空調システムと言うんですか、現在事項全部証明書というものを持っていらっしゃるでしょう、あなたたちも。これを見ますと、この熊南のほうは50項目くらいまでいろいろと書いてあるんですよ。そして、シルバーさんのほうは4項目、こうして書いてあります。こういうところがこの査定の対象になっているのかどうか、まずそこを。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

今回の霧島市浜之市ふれあいセンター施設指定管理者募集要項の参加資格の中には、そういうものは定めておりません。

○委員（下深迫孝二君）

であれば、その選定をされるに当たって、何のためにこの資料を我々に渡されたんですか。審査をするためにこの資料を頂いたんですけど、見てくださいということで。こういう資料を頂いていますよ。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

今回の資料の提出につきましては、本常任委員会の委員のほうからの請求に基づきまして、それぞれの申請者の一覧表ということでございましたので、全てを提出させていただいた次第でございます。これが、それぞれの申請者のほうから出てきた資料というふうに判断していただければいいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

それでは、査定の対象にならないものを、私は査定の対象になるのではないかと、こうして見比べていろいろしていたんですけども、全くそういうのは影響はないんですか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

指定管理者指定申請書という中の添付書類という中に、「申請者の概要」,「指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書及び収支予算書」,そして「誓約書」,「定款」,それから「法人にあっては当該法人の登記簿謄本」等を定めておりますので,添付書類という形で添付をさせていただいております。

○委員(下深迫孝二君)

だから,添付をなさいということでしょう。そして,しなさいということに付けてあるわけだよ。そして,査定の対象になっていないのかということに僕は聴いているわけよ。

○委員長(志摩浩志君)

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時42分」

「再開 午後 1時43分」

○委員長(志摩浩志君)

再開します。

○観光地づくりG長(八幡洋一君)

この全部証明書というのは参加資格があるかないかの判定をするための添付書類ということで,審査基準とはまた違うものであります。

○委員(下深迫孝二君)

審査基準には全く影響をしないということですね。しないわけでしょう,審査基準にはね。それなら,例えば今日行って現場も見させていただきました。そのような中で,ちょっと活気がないのかなという感じは私は受けた。もう少しいろんなものを配置されたらいいのかなと。やはりもっと売上げを上げる努力もされたほうがいいなという思いはしたんだけど。今,シルバー,そんな仕事もないわけですよ。その中で,シルバーが現在,それなら何かミスをしたかと言うと,それも今ないとおっしゃったでしょう,指定管理をするに当たってですね。一方の業者さんは,それでは何を根拠にこれを選ばれたのかと言わざるを得ないわけですよ。地元でできる仕事,できない仕事。さっきの関平ではないけれども,できない仕事なら,当然県外の業者も入れなくては行けないというのは分かりますよ。指定管理ですよ。今聞いたら,今までに何もミスはないというのであれば,あえてその外された根拠というのを,どうも我々ちょっと解せない気がするんだけど,その一方のほうを選ばれたというのをもう一回,そこを説明ください。

○商工観光部長兼観光課長(藤山光隆君)

確かに,年度報告等を毎回既存の指定管理者の方々にはやっていただきます。先ほど岡村委員の質問のほうにも答弁を致しましたけれども,特に問題点はなかったということでは,確かに確認をしております。そして,来年4月からまた新たな指定管理を公募するという中で,まずそういうことをやりますということで案内を出しまして,説明会のほうにはかなり多くの地元の指定管理をしている業者も含めましておいでいただきました。そして,最終的にその申請書を出されたところはこの二者でございました。そういう中で,先ほどからあります選定委員会のほうで審査をしていたわけですが,この資料の中にもありますようなことを,選定委員の方々それぞれの項目ごとに審査,当然その前に二者のプロポーザルを聞いていただきまして,そしてそれぞれの中

身について審査をした結果、点数として資料にありますような形で評価がなされて、今回、指定管理候補者ということで、この場に、今回の議会に出している状況でございます。

○委員（下深迫孝二君）

今こちらの熊本の業者さんにおいては、全く実績はまだ見ていらっしゃいませんよね。シルバーのほうは、もうちょっと垢抜けたらいいのになということを実感したということは私は言いましたけれども、今まで実績があるわけですね。そうであれば、選定委員会が選んだそのとおりに、あなた方は自分たちの目で見られて、実績があつて何の落ち度も今までもないという中で、ただ選定委員だけにお任せではなくて、どこの業者でもいらっしゃいということで、今までもずっとそういう選び方をされているんですか。そこはどうでしょう。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

これまでの霧島市の指定管理者の資格要件でございますけれども、特殊な施設を除いては「鹿児島県内に事業所を有する法人その他の団体」というようなことでされておりまして、先ほどのこの今回の募集要項が「設置目的をより効果的に達成するため」ということでやっておりますので。

○委員長（志摩浩志君）

休憩します。

「休憩 午後 1時50分」

「再開 午後 1時54分」

○委員長（志摩浩志君）

再開いたします。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

先ほどの下深迫委員の質疑の中でも説明を申し上げたとおりですけれども、今回のこの、総体的なことで答弁をさせていただきますと、2者のほうから出された書類をまず審査いたしまして、そして資格要件を満たしているということで進めてまいりました。そして、2者のプロポーザルを、その選定委員の方々がそのプロポーザルを一応確認して、そして最終的に点数による判断がなされたということでございます。そちらにつきましては、今回お出ししている資料の中に、それぞれの委員の質問、様々な観点からの質問も当然出ているようでございます。経験がないとか、逆にまたシルバーさんのほうについては過去の実績があるとか、そのようなもろもろのことを判断なされた上に、選定委員会の方々が出された結果がこういうことであったということでございますので、今回のこの提案につきましては、そのような形で御理解を頂きたいということで提案している次第でございます。

○委員（下深迫孝二君）

ほかの皆さん方も御意見があるでしょうから、もう一回だけして終わりますけれども、やはり地元雇用、ましてやシルバーで働いていらっしゃる方は、普通の会社にも雇用をしていただけない方が多いんですよ。年齢がいかれているという点も考えますとですね。そうすれば、当然仕事があれば、できるだけ地元の人たちに仕事をしてもらおうと。さっきもちょっと言いましたけれども、建築住宅課の出した鹿児島市の業者も議会は否決したんですよ。そういうこともやはり参考にしていただかないと。地元の人たちは、それでは茶碗を取り上げて、そして今度はほかの地域の県外の

人たちに仕事をしていただくと。やはりこれは納税に影響が出てくるのではないですか。今、シルバーの人たちは、少なからず税金も払ってもらっているんですよ。家を持っていらっしゃるれば固定資産税を払っていただくなり、しているわけですよ。そういう人たちを使ったほうが得ではないですかというふうには私は思うんだけど。何かミスがあれば別ですよ。何もミスがないのなら、一方の業者さんは、まだ何も実績も見えていない。指定管理者を受けて途中で投げたという、いつかやめかけになったところもありましたよね。きれいなものを書けば、何とでも書けるんですよ、これは。だから、そこら辺をやはり加味してきちっと判定していただかないと。やはり地元の仕事はなるだけ地元させるというのが基本中の基本ではないですかというふうには私は思うんだけど、どうですか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

当然、今回の選定委員の方々の中にも、今、委員がおっしゃったような気持ちは、当然行政職員も入っているわけですので、ましてやそれぞれの組織の代表の方々ですので、地元雇用であったり、それから地元の経済の活性化、それから今もろもろ言われたようなことは当然御理解の上で、それぞれの提出されたプロポーザルであったり資料等によって判断をされたと思います。我々も前回の例等も、その選定委員の行政関係者の中には当然そのようなことも十分踏まえた上での審査が行われているのではないかとというふうに推察いたします。この場では私どももその選定委員という形ではございませんので、ただ私どもがその結果を踏まえていろいろ質問がある中で御答弁ができるのは、そのような方々の判定による総体的な御意見がこういう結果を招いたものというふうに理解をしております。委員がおっしゃる地元雇用であったり、この申請書・計画書の中にも当然地元の雇用であったり地元の活性化であったり、そういうことも入っているようですので、当然御理解をされた上での結果だというふうに思っております。

○委員（下深迫孝二君）

現在、シルバーのトップが前国分市長の鶴丸さんですよ。そういうことも政治的影響があるということは、全くないですね、これは。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

そのようなことは本当に全くない中での、先ほどの岡村委員ではないですけど、公正・公平な部分の中での判断がなされたものというふうに理解をしております。

○委員（中馬幹雄君）

この熊本の業者の件ですが、25年6月に出水市野田町のほうに会社（営業所）をつくったと。そういうことで、県内の業者であれば、一応これに参加できるというようなふうには私は受けたんですよ。ただ、この業務内容については、その温泉の管理運営、そういうものは入っていないんですよ。ただ、熊本の本社の定款を見ると、13番目に「健康福祉施設の運営、管理並びに請負業務」と。この1点が、50項目くらい事業があるのに、一つ、13項目めに入っているんですが、ただ本社にはそういうのがある。だけど、25年6月に出水に支社（営業所）をつくった。それで、これに参加できるのかどうか。出水の営業所は、鹿児島県でこういう施設の運営・管理をしているんですか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

本社の中の業務は、先ほど中馬委員が言われたようなことだと思います。それとまた、今回出さ

れた支社については、営業的なことはしていらっしゃるんでしょうけれども、今おっしゃられた本
社がやっているような行為と言いますか、業務的なことをやっているかどうかは、申し訳ございま
せんけれども現時点では把握しておりません。

○委員（中馬幹雄君）

そうした場合、営業所があると。そういう業務はしたことがないと言えば、どういう会社でもこ
れに参加できるということですよ。そこ辺はどうなんでしょうね。私は、この出水に営業所をつ
くって、出水地区のどこかの温泉施設を運営とかそういうのを任されたというので実績があるんだ
ったら今回のこれにも入れるかなという気持ちはありますけど、業務的に言いますと、空調関係が
ものすごく多いわけでしょう。ですから、果たしてこの温泉施設の運営のほうで入れるのかなとい
う気持ちはあるんですけどね。鹿児島県に営業所があるからこれに参加できましたということであ
ってもですね。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

どこでもということではないんですが、我々が今回の指定管理に出す中で、参加資格というよう
な中では、今回出されたところにつきましても資格を満たしておりますので、審査対象として今ま
で様々な手続を踏みながら進んできたというようなことでございます。なお、また現在の霧島市の
公的施設の指定管理の中にも新たな事業参入というような形で入っておられるようなところもある
のではないかなというふうに理解をしております。

○委員（中馬幹雄君）

もう一つちょっと疑問があるのは、出水につくったのが25年6月ですよ。それで、指定管理者
指定申請書を作られたのが、7月1日にはもう受理されていますよね。市役所のほうにですよ。こ
このこの6月というのは6月何日頃つくったのか、ここが分かりますか。もうその時点には、営業
所ができるときには、この申請書はもうできていたのではないですか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

熊南の資料によりますと、平成25年6月11日に支社の設立・設置年月日が記載されております。

○委員（中馬幹雄君）

これを見ますと、支社を6月11日、先ほど言われたとおりですが、20日したときにはもうこの申
請書が出来上がったと、受付をしたと。これだけの資料を作るのに20日でできるんですかね。だか
ら、私としては疑問を感じるのは、これを出すために参加要件の「県内に支社（営業所）をつく
る」ということが見えるのではないかな、見え見えかなというふうに私は感じます。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

その申請された会社の真意は分かりませんが、このような形で短期間でしっかりしたこの
ような資料ができておりますので、そちらのほうは会社の努力があったのではないかと、推測です
けれども思われます。

○委員（中馬幹雄君）

今この設立の届書を見ますと、確かに6月11日ですけど、事業年度は10月1日から9月30日とい
うことですよ。できたのは6月だけれども、この営業所が事業を始めるというのは10月1日から
ということではないですかね、これを見ると。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

この法人の届出等のこれにつきましては、会社の事業年度が10月1日から翌年の9月30日までと
いうことですので、その中には当然事業ですので入っていますので、ただ決算の年度がそういう期
間になっているということですので、よろしいのではないのでしょうか。

○委員（常盤信一君）

先ほど10億円の範囲内で関平の建物を造ると、整備をすると言ったときの6者に、言えば実績の
あるところを優先したという説明をされたわけですが、地元は実績がないからということになるん
でしょけれど、今回はなぜそういうふうになるのか整合性がよく分かりませんが、実績を言われる
のであれば、その点も整理をしたほうがいいのではないかというのが一つ。それから、この資料の
中で、選定の意見というのは九つ項目が書いてあります。これを見てもみますと、A申請者とはこの
点が違うんですよということなのか。問題点はないにかかわらず、これはA申請者よりかなり優れ
ていたというふうに理解をすればいいのかですね。実績がありながらもこの点は違いますよとい
うふうに全部を理解すればいいのかどうか、ちょっとお答えください。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

まず1点目、その整合性ですけれども、先ほど説明いたしましたように、今回の公募説明会には
10者の、市内、それから先ほどの熊本であったり太宰府であったり、とにかくそういう所からも説
明会にはおいでいただいております。その結果が今回の2者という形での評価になっております。
全国的にこの指定管理につきましては、全国区で募集をかけて、その資格の中に例えば県内であっ
たりとかということ、その指定管理の公募についてはそのような事例があるということござい
ます。それと、資料47ページの選定意見の中には、ここに書いてある部分につきましては、九つの
項目について優れているという判断がなされているということでございます。

○委員（常盤信一君）

したがいまして、優れているということは、対比をする部分があるわけだから。ということは、
A申請者よりもこの点は優れていたというふうに理解をすればいいんですね。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

選定委員の方々はそのようなふうに判断していただいていると思います。

○委員（新橋 実君）

申請書が出たのが結局2者だったということですよ。そこをまず確認を。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

そのとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

説明会はいつ開かれたんですか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

6月3日でございます。

○委員（新橋 実君）

11日に設立されているわけですよ。ということは、会社が設立する前にもう来ていると。それ
から、やはりここの富の湯ですか、ふれあいセンターですか、ここを指定管理するためにこの会社

をつくったように感じますけれども、その辺はどう思われますか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

先ほども答弁を致しましたとおり、この公募の受付に際しては、この熊南のほかにも県外から来ております。最終的に、その登記のものを見ますとそういう形になりますけど、先ほど中馬委員の答弁の中でも申し上げましたように、そこは推測でしかないと思います。そこは、我々の時点では、それを目的としたかどうかは、また今後の会社の企業経営とかそういうのがあるのではないかと思いますけれども、そこははっきりと私のほうから御答弁できるものではないというふうに理解します。

○委員（新橋 実君）

実績もないと。営業所もまだなかったときに説明会に来て、もう7月1日にはこの資料ができた。余りにもちょっと、何か整合性を私は感じないわけですがけれども。だから、その6月3日の時点では会社はなかったけれども、熊本に本社があったと。それで、聞きに行ったら、説明会で聞いていたのが10者くらいいたけれども、そのうちに申請する業者が2者だったというようなことですので、だからこれありきだと私は思うわけですよ。だから、そこについてはちょっと、それが指定管理者として対象になるのかどうかですね。その辺について、これはもう行革のほうで決められたわけですがけれども、その考えは、部長はどうお考えですか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

今回の結果がこのような形であるということであって、我々が今回の施設の指定管理を来年4月から新たな業者にという中での流れ的なもの、そしてその考え方、そういうものは、この手順に基づいて、資格とかそれぞれに基づいて評価委員の方々がしていただけたものであると同時に、我々主管課である観光課と致しましてもしっかりとした手順を踏んでやっておりますので、考え方どうこうは別として、問題はないのかなというふうに考えております。

○委員（厚地 覺君）

今回は、事業実績のない業者が特に9項目に優れているということですがけれども、何を基準にして比較されたのかですね。そして、事業実績のない人間は、業者を頼めば最高の作文は書けますよ。その辺はどう判断されますか。それと、やはり県外・市外を問わず、市外はやはり事業実績のある者がこういうシステムには参入するという設定を設ける考え方はないですか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

しばらく休憩をお願いします。

○委員長（志摩浩志君）

休憩します。

「休憩 午後 2時18分」

「再開 午後 2時29分」

○委員長（志摩浩志君）

再開します。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

先ほどの厚地委員、それから今まで様々な御質問等を頂いておりますので、私の説明を含めて若

干説明不足のところもあろうかと思しますので、その参加資格であったり審査基準であったり、そのようなものを、ここで委員の皆様方に一回全員にお配りしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○委員長（志摩浩志君）

許可します。

[資料配付]

○委員長（志摩浩志君）

資料は来ましたでしょうか。この資料についての説明を砂田行革推進グループ長にお願いいたします。

○行革推進G長（砂田良一君）

お手元のほうに今回の募集要項ということで、上2枚が募集要項になります。下2枚のほう審査基準ということで、計4枚お付けしております。その中で、先ほどから出ています参加資格なんですけれども、募集要項の8番ということで「参加資格」、「次の要件を満たす法人その他団体であること」ということで、1から7まで以下の項目を掲げて今回の参加資格を掲載しております。その中の2番目としまして「鹿児島県内に事業所を有する法人その他団体（個人での応募はできません）」ということで、県内に事業所を有する法人がまず参加資格に入っているということになります。今回の浜之市ふれあいセンターにつきましては、先ほどから出ていますように、6月に設立されました法人が今回この要件を満たして参加要件になっているということになります。それから、選定基準ということで、2枚開けていただきまして、下のほうに17と書いてあるページになりますけれども、今回の選定の審査表の例になります。「(記入例)」と書いてありますけれども、これは選定委員会の中で説明した資料になりますけれども、1番から4番まで大きな項目があります。それぞれ、1番では右のほうに①ということで「施設貸出業務の実施・利用者の利便性の向上策が考慮されているか」、2番目に「広報・プロモーション活動が考慮されているか」、3番目に「自主事業実施が考慮されているか」等々、以下のほうに20項目に分けて採点をしております。この採点は、それぞれ事業者のほうで提出いただきました事業計画書、お手元のほうに事業計画書が届いているかと思うんですけども、その事業計画書を参考にしながらこちらのほうで採点をしていくということになります。全て事業計画書はこの審査表と比例しているということで、審査表に出ているものは全て事業計画書のほうにも記載があると。その事業計画書を見ながら審査をしていくと。なおかつ審査においては、計画書だけではなく、当日プレゼンテーション・ヒアリング等を行いながら、事業者の意見も聞きながら審査をしていくということになります。審査表の一番下のほうに合計100点ということで、各委員の持ち点が100点で審査し、今回は8名でございましたので800点満点で審査が行われたということになります。審査項目は以上ですが、次のページのほうに、今度は審査に当たった審査基準ということで、それぞれ先ほど審査項目を申し上げました。二十幾つありますよと。その中の審査はどのようにして行っていくのかということが、次の選定基準表です。ここで縦列の真ん中ほどに「着眼点」というのがあると思いますが、例えば一番上の着眼点では、「公の施設の管理運営の考え方」、それから次に「施設の貸出条件利用料金の考え方」、「施設利用者への支援方策についての考え方」等々、下のほうにずっと着眼点が記載されております。この着眼点に基づきまして各委員が採点をしていただくと。今の資料で右のほうに「標準（C）の考え方」ということで、

不開示情報ということで黒塗りがしてあると思いますが、ここは平均点はこういう考え方のときに平均点ですよと。0.6という考え方をしていますが、平均点はこういうときに至ったときに、この状態にあるときに0.6をしますと。それよりも上か下かと。あとはその平均点だったかということで、それぞれの委員は0.6を基準に採点をさせていただくということになります。また、一番前に返っていただきますが、先ほど合計100点と申し上げましたが、今回の中で右のほうに点数ということで、それぞれの評価ごとに点数が付けてあります。一番上の12点、3点、7点ということで、ここではまず上の三つ、15点満点のところは、この委員は12点を採点しましたと。次の④、⑤のところについては10点満点のところ3点で評価しましたということの合計が、それぞれ今回、合計点となった点数になるかと思えます。合計点を8人分足したのが今回の点数ということで、それはお渡ししてある資料の中にあるかと思えます。以上で参加資格と選定の仕方ということで、標準的な考え方を説明させていただきました。説明が漏れましたけれども、ただいまうちの行革のほうから今回の選定結果に係る審査結果報告書ということで、市長報告がされたものの資料になります。その中に、今回の委員、候補者選定の経過、審議経過、申請団体、それから審査基準と配点ということで一覧表をお付けしておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

ちょっと休憩を頂いてよろしいでしょうか。

○委員長（志摩浩志君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時40分」

「再 開 午後 2時43分」

○委員長（志摩浩志君）

再開します。

○委員（厚地 覺君）

先ほど申しましたように、事業実績のない者については、市外・県外は参加は認めないという要項は作れないものですか。

○行革推進G長（砂田良一君）

事業実績がない事業者への参加資格なんですけれども、今回につきましては一応参加要件の中に「県内に事業所を有する者」ということ、それから先ほど説明しました、以下7項目を設けてやっております。先ほどから事業実績ということが出ておりますが、この審査基準の中にも事業実績についての採点をするようにしております。ですから、ここで、例えば事業実績がないという事業者であれば、当然この評点は下がったというふうに考えられます。募集要項への記載のことにつきましては、今回は「県内に事業所を有する者」ということで、特に事業実績がうんぬんということは付けておりませんが、今後、そういう検討の余地があるかもしれませんけれども、あくまでも指定管理者制度というのは住民サービスの向上を図るもの、それと管理経費の縮減ということが二つの大きなテーマでございます。サービス向上の市民サービスの向上を図るためにそういうふさわしい事業者が入ってくれることが指定管理者制度の目的でございますので、実績うんぬんということも大事かもしれませんが、あくまでも住民サービスを本位とした選定の公募をしたと

ということになります。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、シルバーさんの今この実績の評価というのを見させていただきましたけれども、採点がしてありますよね。例えば、こういう指定管理をされている中で、あなた方は行って指導を今まで何回されたんですか、こういうことについて。要するに、指定管理をしている以上は、悪いところがあれば、行って、本来指導をしなければいけませんよね。それをされたんですか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

現在の指定管理者のほうからいろいろと相談があったりとかしたときには、行って、一緒に案件等を解決したりしておりますけれども、基本的には余り今までそういう案件はなかったというふう

に理解しております。

○委員（下深迫孝二君）

それで、今この表を見ますと、このA、B、Cとかいろいろやっておりますでしょう。そうしたときには、あなた方は指定管理をされているわけだから、住民サービスが一番だとおっしゃるのなら、やはり行って、こういうところはちょっとこれではまずいですよとか、あるいはここはもっとこういうふうにしたほうが住民サービスに直結しますよとか、行って指導をされなければいけない立場にあるのではないですか。そういう立場ではないんですか。もう指定管理すれば、満期が来るまでは投げて終わりということで理解していいですかね。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

当然主管課でありますので、そのような指導という、ちょっと語弊もあるんですけども、それぞれ現場のほうと連携を取りながら、例えば施設の不備が見つかったりとか、例えば利用者からの苦情と言いますか、そういう要望とか何かあったときには、電話でできるもの、それから現地に行って対応するもの、そのようなことは観光課のほうとしてもこちらから出向いていくし、また現場のほうから何か相談があったときには行っていますので、そういう面では先ほどグループ長が申し上げましたように、その頭から、例えばこの審査内容についての指導とかというのを小まめにやったというのは少ないんですけども、少なくともPRであったりそれから市との連携であったりとかそういうものは、今までもやってきたというふうと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、今このA、B、C、D、Eとかという評価をされていますよね。今度来る業者は全くこれも未知数なんです。選定委員会が選定された業者というのは。そして、今、シルバーの人たちは、あなたたちの管轄課の下で、監督課の下で指定管理を受けてやっ

ていらっしゃるわけですね。こういう評価が出ているということは指導されていないということですよ。そのようにとられてもしょうがないのではないんですか。管轄課としてはですよ。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

委員がおっしゃった部分の中で、その指導不足のところはあるかもしれませんが、あくまでも実績は当然あるんでしょうけれども、先ほど砂田グループ長のほうからもありましたように、この指定管理の募集要項なり企画提案書に基づくプレゼンテーション、それからヒアリング、そういうものを行って、そして審査基準に基づいてのこういう結果でございますので、御理解を頂きた

いと思います。

○委員（下深迫孝二君）

だから、理解しようと努力をしているんですよ。しているけれども、今言ったように、今まで指定管理をしたところが、こういう成績の、見たときに「E」とかというのが幾つか付いていますよね。ということは、これはその採点の評価になっているわけでしょう。違うんですか、これは。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

ただいまお配りしたこの4枚つづりのほうのこの17のページ数が打ってあるところは、あくまでも指定管理者選定審査表の記入例ということですので、ここに上のほうからA, B, C, D, E, A, B, C, Dというふうになっているということで、これが例えばシルバーさんであったり別の会社であったりという、そういう表ではございません。記入例としてここに書いてあるところです。

○委員（下深迫孝二君）

であれば、ちゃんと我々が見て審査ができるような資料を出さないと。記入例を出してしたって審査のしようがないですよ。これには記入例と書いてあるけど、霧島市浜之市ふれあいセンター、こうして書いてあるわけでしょう。こっちのほうはただ点数が書いてあるだけなんですよ。それなら我々はどこで審査をすればいいんですか。こういうのが当てはまらなかったから駄目ですよというのが我々も分からないと、審査のしようがないでしょう。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

そのために、先ほど商工観光部の説明不足もありまして、行革のほうからも来ていただいて、そして不足している資料ということで、こういう今回二つの資料を提出させていただきました。この時点で、先ほど砂田グループ長のほうがこちらのほうについてはしっかり説明したと思うんですけども、説明不足もあったのかなど。また、こちらの審査結果についても同様に説明をしていただいたかなというふうに思っております。ただ、事前資料の提出がなかったために、今、下深迫委員がおっしゃるような不備があるのかなど思っておりますので、その点についてはおわび申し上げたいと思います。

○委員（木野田誠君）

今もらった資料は、選定委員はこういう基準によって、こういう2者から出てきた資料をこういう基準に従って選定するんですよという意味の資料でしょう。そうですね。だから、そこをもう一回説明してもらったほうがいいのではないですか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

こちらの4枚つづり、一番上に「4」というふうに書いてある資料ですけども、これにつきましては先ほどから言いますように、参加資格であったり指定管理者の審査表の記入例、次の最後のところはこういう選定基準に基づいて審査をするんですよというような資料でございます。それと、この「指定管理者選定に係る審査結果について（報告）」というこちらの資料につきましては、この流れの中でいきまして、5ページにあるのがここにあるように結果でございます。だから、そういう形で先ほど説明をされたものというふうに私のほうは理解しておりました。

○委員（岡村一二三君）

ちょっと手が挙がらなかったようですので、ちょっとその間に何点かまず質問をさせてもらいま

すが、この選定委員会の委員さんは、外部委員が4名、それぞれの代表者、外部委員ですね。あと内部委員4名がそれぞれ評点点数を付けているというふうに理解していいですか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

そのとおりでございます。

○委員（岡村一二三君）

そうだとすれば、全くそういうことはないと思いますが、客観的に穿った考え方をすると、委員の半数は一つの組織の中からの委員ということになりますので、どこか天の声があれば評点数は左右されると、疑念を抱かれるのではと議論をされたことは、行革を含めてないのかあったのか、説明を求めたい。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

今、岡村委員が質問されたことについては、そのようなことはなかったというふうに理解しております。

○委員（岡村一二三君）

そういったことはもう議論もされなかったというふうに理解していいですね。次に、今、それぞれ資料も頂きました。評点結果が、議案書の47ページで熊南の分とA申請者の分の点数が示されているわけですが、それと今頂いた、市長に報告したという5ページ、熊南さんとシルバーさんの委員A、B、C、D・・・Hまで、委員さんの点数が掲げてあります。このA、B、Cが外部なのか内部なのか、それはどうでもいいんですが、そこでお示しを願いたいのが、議会の提案説明の中で、一方は583点、一方は490点と示されておりますので、選定項目と審査内容と二つの申請者の配点及び得点数の説明をそれぞれ頂きたい。さっき説明があったんですが、3番目に「当施設と同種、類似の施設の管理実績はあるか」という説明もありましたので、含めて点数をお尋ねしているところですよ。

○行革推進G長（砂田良一君）

ただいま委員のほうから指摘がありました。まず、選定結果、市長報告の5ページ目の説明を致したいと思います。まず、ここで8番、「評点結果」ということでお示ししておりますが、米印以下になります。「各委員の評点は小数点以下を四捨五入して表示しています。『総合計』は各委員の評点の端数まで加算し、小数点以下を四捨五入して表示しています」ということになります。したがって、A委員からH委員までの合計点数を足すと586ですか、合わないかと思いますが、小数点を最終的に合計の欄で四捨五入をしたということで584点になるということになります。

○委員（岡村一二三君）

私が説明を受けたいと申し上げたのは、先ほど市長に審査結果を報告しましたよという部分の4ページなんですけど、4ページに表がありますよね。審査基準と配点という表がありますよね。この配点で熊南さんとシルバーさんの得点は幾らだったのか。それぞれ二つの事業者がもられた得点は幾らになっているのかお示してくださいということなんです。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

本日、今ここに持ってきておりませんので、すみませんけれども、今、担当職員が取りに行きましたので、しばらく休憩をお願いいたします。

○委員長（志摩浩志君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時03分」

「再開 午後 3時04分」

○委員長（志摩浩志君）

再開します。別な質問に入ります。

○委員（岡村一二三君）

資料が出てくるまでちょっとお尋ねしますが、今回は民間事業者へ指定管理をしようという提案なわけなんですけど、今まで管理をしていらっしゃった方はシルバー人材センターだったんですが、26年3月いっぱいまではシルバーさんですよ。そこで、昭和61年10月に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が施行されているんですけど、その法律の内容はどのような書き方がされているのか、分かっていたらお示しいただきたい。そのことが分からないと、なぜシルバーに委託したのか、何でシルバーがあるのかということが分からないとおかしいと思いますので。それが分からないと、シルバーが駄目だとかいいとか、熊南がいいとか、そうならないと思いますよ。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

ただいま岡村委員のほうから質問がありました、昭和61年の高齢者の関係の法に基づくことを念頭に置いたこういうことは考えておりません。また、現時点では、その法令の中身を十分把握していないのが現状です。申し訳ございません。

○委員（岡村一二三君）

分かっていたらしゃらないようなんですけど、私がちょっと読み上げましょうか。「国及び地方公共団体の講ずる措置」、第40条というのがあるんですよ。「国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業又は次の条の第1項の軽易な業務に関わる就業を希望するこれらのものについて、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し、その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めること」というのがこの法律ですよ。だから、霧島市もこれを念頭に置いて考えていくのが必然ではないんですか。これが住民感情になってくるとは思いますけど、その件についてどのように考えられますか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

その今の法文のところを十分理解しておりませんでした。確かに委員がおっしゃるとおり、我々行政マンとしては、そのような人がいたりそのような団体があれば、しっかりと指導していくのが正しいことかなと思います。そういう中では主管します商工観光部の中でも、今回の浜之市ふれあいセンターの指定管理についてはこのような形で議案提案をさせていただいておりますけれども、でき得る限り、今、商工観光部が所管しております諸業務の中で、シルバー人材センターとの関係を持った業務というのは、そのほかの施設においても幾つかやっているのは現状でございます。ただ、そういうような先ほどのことを踏まえた上での今回の指定管理というのは、私の頭の中にはございませんでした。

○委員（岡村一二三君）

質問に対する回答が文書で届きましたので、この件についてお尋ねしたいと思います。この一覧表を見てみると、事業計画の内容が、2番目、「管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、「より安価な提案価格となっているか（提案価格の比較）」、「経費縮減が図られるものであるか」、「費用対効果を考慮した事業計画、収支予算であるか」ということで、熊南さんが214点持っていますよね。シルバーさんは93点ですか。ここで差が付いているというのが判断できますが、これはあくまでも、一方から考えると、実績のない、管理実績は全くないと思っているんですが、あればまた訂正しますけれども、ない会社がこれだけのシミュレーションを出して、審査委員の方はこういう選定結果を出されたわけですよね。私は信憑性はいかかなものかと危惧するんですが、プレゼンテーションはあくまでも拘束力はないと思うんだが、それをしたから契約どおり、プレゼンテーションどおりしなさいということにはならないと思うんだが、それはなぜかと言うと、今までほかの施設もプレゼンテーションを出して、事業者がその場でまた説明をしていらっしゃるけれども、プレゼンテーションどおりされた経緯は全くないんですよね、自主事業とかそういったのを。なおかつ、これまでも私のまちにも公園がありますが、たびたび指摘事項があつて、その後、お金も払われたり、いろんな経緯がありました。それでもやはり同じ業者が、また次の年には指定管理者となつてしているわけですよね。なぜかと言うと、やはりさっき言ったように、プレゼンテーションはあくまでもプレゼンテーションだという捉え方を行政は考えていると、私はそう認識しているんだが、この場合はプレゼンテーションどおりいかなかった場合はどうなるのかというのも、ちゃんと業者に説明をしてあるんですか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

指定管理者の募集要項の中に「調査、監査」というところがございます。「市は、毎年度終了後及び毎月ごとの事業報告書のほか、各施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して各施設の管理業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができます」というようなことが記載されております。毎月指定管理者のほうから上がってきます。そういうものと事業計画書等を見比べながら、指示・指導というか、そういうものをやっていくと。また、更に毎年モニタリングというのも実施しておりますので、そういう中で検証をするということとなっております。

○委員（岡村一二三君）

だから、検証はされるでしょうけれども、プレゼンテーションが実行されなかったからと言って、あなたは辞めてくださいよと、ここで契約は解除しますよと、そういうことは実情として今までやっていないのではないかということをお尋ねしているんですよ。その経緯があるんですか。今おっしゃったような、項目ごとにいろいろ調査をした結果を指定管理業者に言って、次はもう出せませんよとか何月いっぱい辞めていただけませんかとか、そんな経緯があるんですか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

他の指定管理者の関係について、そういうことはないというふうにお伺いしております。また、先ほどの岡村委員の質問の中で、グループ長が一部説明をしましたがけれども、今回、「指定管理者の指定を受けた者が、正当な理由がなく、協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても指定を取り消すことがあります」というようなことは、この要項の中ではうたっており

ます。

○委員（岡村一二三君）

それは最初の段階ですから当然のことでしょうけれども、実績としてはないわけですよね。今まで霧島市が合併してから指定管理者制度を設けて、いろんな施設を直接指定してみたり、例えば温泉施設は社会福祉協議会と直接指定をやってみたり、いろんな部分がありますよね。数えれば枚挙にいとまがないくらいに。だから、こういった質問をせざるを得ないんですが、何ら問題がなかったのに、県外の温泉施設の管理実績もないところも申請書が出てきたからどうですかと。さっき私が言った、疑惑を持たれる根拠になると思うんですよ。答弁はできないでしょうけれども。あと、再確認をしますが、この熊南さんですか、今回指定を受けようとする事業者に、これまで温泉施設などの指定管理業務の経験をしたスタッフがいるのかお尋ねしておきたい。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

今回、担当で来られた方は、以前勤めていらっしゃった所で薩摩川内市の温泉施設を指定管理者で受けて管理をされていた、その方が辞められまして、今この熊本の熊南という会社に入社をされております。

○委員（岡村一二三君）

その方は、今回、選定委員会で申請者側として説明をされた方のことですか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

そのとおりです。

○委員（岡村一二三君）

この資料を見て、プレゼンテーションとか、ただ一点気に掛かるのは収支計算の考え方なんだけれども、きれいに整理をされて、申請書類が整っているわけなんですよ。どこか経験がないとできない話で、ヘッドハンティングしているのではという考え方も出てくるわけなんですよ。だからお尋ねしたんですが、では説明をされたその方は、この会社の社員にいつからなっているのか、どこの会社に所属されていらっしゃるのか、確認をされたわけですか。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

確認はしておりません。

○委員（岡村一二三君）

確認をしていなければ、その説明をされた方がこういった経験がありますということにはならないのではないですか。だとすれば、さっき言ったヘッドハンティングではないんですか。その考え方は、部長、どうですか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

お手元の資料の会議録の中の第2回目その時のその提案者からの意見の中に、薩摩川内市の浴場の指定管理をした経験があると。そのような答弁をその方がなさっていらっしゃるので、ただいまグループ長のほうが岡村委員のほうに答弁したものと存じます。

○委員（岡村一二三君）

だから、この申請者はもう名前がないから誰か分かりませんがね。そちらは名刺をもらって記録はされていらっしゃるんでしょうけれども。いつから会社の社員になられたのかも判断できない

ということで、さっき言ったようにヘッドハンティングだと。私、穿った考え方もかもしれませんが、思うわけなんですよ。そのことが明らかにならないと、この指定管理を受けるために誰か専門の方を頼んできた、そういう見方もできるわけなんです。おまけにこのような立派なプレゼンテーション書類を出すという方は、そんなにめったにいないですよ。全く経験のないシステム会社です。そのことはどのように判断されますか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

推測の域を出ませんけれども、企業の中の新しい経営の中で、そのような新規参入というようなことを考えられて、そういうような方を採用されたのかもしれませんが、あくまでも推測ですけれども、そのようなことも会社としてはあり得るのかなと、そんなふうには個人的には思うところでございます。

○委員（岡村一二三君）

その件についてはまたそれぞれ委員さんが判断されるでしょうけれども、指定管理を受けようとするこの事業申請者ですよ。選定委員会の中での説明の中で、施設のメインとなる従業員は100%地元雇用と、霧島市からと説明をされているわけなんだが、管理は申請説明者で、設備は保全課の主任がという話もされていらっしゃるわけなんだが、出水の営業所は社員は2名だけしかいないという話になってくるんですが、収支予算書の2ページ、3ページですが、管理運営費では管理者と保全管理人の人件費はどこに反映されていると判断されていらっしゃるのか、説明をお願いします。

○観光地づくりG長（八幡洋一君）

8月8日のプレゼンテーションの中で、今現在、熊本14名、鹿児島2名ということで、この2名につきましては本社で支払うというような話が出ております。

○委員（岡村一二三君）

それでは、その前の1ページを見てくださいよ。収支予算書総括表、収入、26年度から30年度まで書いてありますよね。指定管理料は2年間、26年度が72万4,000円、27年度が20万7,000円、28年度から0円でいいですよということですよ。利用料金収入を1,256万円から1,420万4,000円まで掲げてありますよ。そうしたときに、まず26年度、収入は1,622万1,000円ですよ。支出は1,637万7,000円ですよ。ここでもう赤字ですよ。さらに、熊本の本社はこの2名分の人件費を払うとすると、この会社はもう冒頭から赤字を覚悟でやっているというふうに判断できるんですが、こんな事業者がいらっしゃれば誠に有り難いことで、そんな会社があるんですかね。私はこの点に疑問を感じますよ。最初から赤字覚悟で始めているという格好になりますよ。さらに、自主事業がたくさん入って300万円、200万円とこういう自主事業が出てきますよ、年間で。本当に実行性のある収支予算書ですか。プロである職員の説明をお願いします。

○行革推進G長（砂田良一君）

ただいまの収支予算書のところでございますが、「指定管理料（A）」ということで表示がしてあります。利用料金収入、これはいわゆる使用料の収入でございますが、その小計、26年度におきましては1,328万4,000円ということになっております。これに関する支出になりますと、支出の部の「①管理運営費」、人件費、事務費、管理費とありますが、その「管理運営経費①（C）」の欄になります。したがって、26年度は1,328万4,000円の支出に対し、収入の「利用料金収入（B）」

を1,256万円見込んでいることから、差額料を指定管理料として支出するということで72万4,000円の差額を指定管理料でお支払いしますよと。御指摘のありました自主事業につきましては、会社の責任におきまして運営していくということで、指定管理料には含めないということにしております。それで、27年度が20万7,000円と。28年度以降におきましては、歳入のほう、利用料金を1,345万5,000円見ていると。経費のほうも1,345万5,000円ということで、この年は指定管理料はもう必要ないよとということの提案になります。なお、募集要項のほうに、今回、管理運営に関する経費ということで、すみません、お手元の資料にあります。先ほど追加でお渡ししました4枚紙の資料になります。6番目に「管理に要する経費」ということで、指定期間を26年4月1日から31年3月31日の5年間としますと。その5年間の基準価格につきましては372万円ということで、今回の提案は372万円以下でお願いしますと、5年間でですね。単年度に直しますと70万円ちょっとになりますかね、単年度70万円ちょっとの提案。5年間で372万円と。それを下回る金額で提案のほうをお願いしますと。超えた場合には失格となりますよとということで、最初に基準価格についても設定をしまして、この金額以下ということで提案をもらっております。今回、2者の提案額は、お手元の事業計画書のほうにお示ししているとおりになります。

○委員（岡村一二三君）

今、説明はされたんだが、自主事業も収入・支出で見てあるわけなんですから、私はトータルで見たときに赤字ですよと言っているわけなんですよ。あなたは今おっしゃって、この自主事業は熊本の本社が見ますよということになると、またはここに出さなくてもよかったわけで、若しくは議会に資料として出すときは、これは本社経費で自主事業は見ますのでここには計上されていませんとか出されれば、こんな質問をする必要はないと思うんですが、どうなんですか。今初めてそういった自主事業については本社が面倒をみるからという話なんだけど。

○行革推進G長（砂田良一君）

本社の経費と言いますか、申請団体のほうの責任で運営をするということで、当然これについては市からの負担というのは生じないということで理解しております。

○委員（岡村一二三君）

いや、それは市から負担をするような自主事業はないでしょう。そんなことを聴いているわけではないですよ。ここで収入・支出を見たときに、トータルで赤字ですよと言っているわけだから。それをさっき説明されたように、これは本社事業費ですよ、本社で面倒をみるんですよということになると、この自主事業費は収入も支出も考えなくてもよかったのではないかという話をしたわけなんですよ。あと、皆さん、もう一点、すみません、まだおありなんでしょうけれども、私の質疑はもう一応締めくりたいと思いますが、得点数はそれぞれ頂きました。先般、さっきこの執行部からもらいましたシルバーさんと熊南さんの分の得点合計も頂きました。そうした中で、執行部は本会議の質疑・答弁の中でこう言っているわけなんですよ。経費縮減が図られるなど9項目で優れていると意見があったという話も答弁されているわけなんですけど、これからいくと、経費縮減が念頭にあってということになりますよね。地域性も何も考慮しませんよと。それが市民の財産、行政財産ですが、これを取り扱う市長が考える話になりますか。これで言いたいのは、得点に大きな差がなければ、先ほど言いましたシルバー人材センターの設置の目的は、これまでの地

域性を踏まえた活動状況を考慮した場合、委員会の結論がどうであれ、県外のこれまで経験のない業者を指定しなければならない理由はないのではないかと思います。あえてシルバー人材センターを外した理由は、全く私としては不自然です。これまでもいろんな指定管理をされていらっしゃいますが、そのたびに一般質問もさせていただきました。先ほども言いましたが、新たな事業者が手を挙げて拘束力のないプレゼンテーションが良いなどと、既存の事業者を選定している経緯もあるんですよ。今回の場合は異例中の異例だと思うんですが、部長、どう考えますか。私の質疑はもう最後としますけれども。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

岡村委員の今の関係につきましては、確かにシルバーの在り方であったり行政の姿勢であったりというのはそうでなければならないというふうには思っております。ただし、今回のこの指定管理者の次期選定については、本市の定める指定管理の指定要項なり、そういうもろもろに基づいて、先ほどから言いますように、その指定管理候補を選定するための手順の中でしっかりと行われてきたのかなというふうに考えております。そういう中ではこのような結果になったということです。その全体的な指定管理の在り方とか何かについては、先ほどからありますように、そのような事例等うんぬんということがあるのであれば、どこかの時点でその本元をまずしっかりと、例えば見直すこともまた必要になるかもしれませんけれども、今回につきましては、私どもの所管するこの施設については、その要項等に基づいてこのような結果が出たというふうに判断しておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

○委員（岡村一二三君）

今回の場合は選定基準に基づいてとおっしゃるんだけど、先ほども言ったように過去に公園等の指定管理のときの関係については経済性よりも地域性を考慮しているんですよと言っていらっしゃるから、これはもう考え方が逆転しているんですよ。さっきの関平鉱泉水のプロポーザルの話と全く同じ格好になってくると思うんですが、内部で再度検討されたほうがいいと思うんですが、どう考えますか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

点数のこの中では、確かにその②の部分の点数差によることは大きな要素になっているのかもしれませんが、私どももこの提案書の部分を見ても、また先ほどの予算の収支の部分での自主事業、これにつきましても地域住民を対象にしたものやら、子供たち、そして中での物販、そのようなものも、ある意味では地域性を考慮したような提案になっているということは判断をしているところでございます。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第102号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時38分」

「再開 午後 3時52分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議を行います。まず、議案第84号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第84号についての自由討議を終わります。次に、議案第85号、霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第85号についての自由討議を終わります。次に、議案第86号、霧島市給水条例の一部改正について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第86号についての自由討議を終わります。次に、議案第87号、霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第87号についての自由討議を終わります。次に、議案第92号、霧島市準人国民保養センターの設置及び管理に関する条例の廃止について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第92号についての自由討議を終わります。次に、議案第102号、指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

私は、先ほど質疑でもお尋ねしましたが、今回のこの提案については経済性を重点的にやっているんですが、ただこれまでの例を見ても経済性よりも地域性をといた指定管理をやってきておりますので、先ほど言ったように得点に大きな差がなければ、シルバー人材センターの設置の目的やこれまでの地域性を踏まえた活動状況を考慮した場合、当委員会としてはやはりこれは不自然だと思えます。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第102号についての自由討議を終わります。次に、議案第104号、字の区域の変更について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第104号についての自由討議を終わります。次に、議案第105号、請負契約の締結について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第105号についての自由討議を終わります。次に、議案第106号、土地改良事業の計画について自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

土地改良事業の計画については、合併して8年が経過しているにもかかわらず、全体の把握がまだできていないということです。やはりここはしっかりと調査をしてもらって、総合的な計画を立てていただきたいということを要望したいと思います。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第106号についての自由討議を終わります。次に、議案第116号、霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例の一部改正について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第116号についての自由討議を終わります。次に、議案第117号、霧島市宮閑平温泉・霧島市宮閑平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第117号についての自由討議を終わります。次に、議案第118号、霧島市温泉使用条例の一部改正について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第118号についての自由討議を終わります。以上で自由討議を終わります。次に、議案処理を行います。まず、議案第84号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第84号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第84号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第85号、霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第85号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第85号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第86号、霧島市給水条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第86号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第86号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第87号、霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第87号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第87号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第92号、霧島市隼人国民保養センターの設置及び管理に関する条例の廃止について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第92号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第92号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第102号、指定管理者の指定について（霧島市浜之市ふれあいセンター）について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

私は、議案第102号、指定管理者の指定について（浜之市ふれあいセンター）については反対の立場で討論を行います。当該施設の設置目的は、林業の振興と地域住民に対する森林整備の必要性や地域材利用の意義についての普及活動の推進、市民福祉、健康増進及び地元産業育成を図るため設置されたものであります。今回の指定に伴う選定委員会では、8名の委員のうち4名は行政執行部の幹部職員も評点を行っての93点差で、経費縮減が図られるなど9項目で優れているなどと、先の本会議での質疑に対する答弁もありました。しかるに、過去の公園等の指定管理においては、経済性よりも地域性が言われてきた経緯もあります。県外の民間空調システム会社を霧島市民がどれだけ知っているのか、理解しているのか。やはり市が指定管理者として指定する以上、地域の活性化や地域の産業振興につながるものが前提ではないのか。その県外業者を選定して、市民感情はどうであるかも考える余地があるのではないのか。その業者が市民にどれだけ浸透しているのか。市民本位の行政を推進する以上、市民のモニタリングや評価も積極的に取り入れる必要があります。市民の知らない業者が指定管理を行うことは透明性に欠け、今後、指定管理業者との関わり方に、市はどのようなアカウンタビリティを果たすことができるのか疑問が残ります。市民も余り知らないような県外の指定管理者に指定されると、市内の今まで頑張って指定管理を受けていた業者のモチベーションや次期選定への参加意欲の低下が懸念されるのではないのか。シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき第40条で「就業に関する相談、その希望に応じた就業の機会を提供する団体の育成・確保など、必要な措置を講ずるよう努めること」とされており、24年度決算で、シルバー人材センターの管理成果では、利用者に対し安全で快適なサービス

を提供することができたと市長は説明しております。12月17日の新聞では、ある自治体の施設の指定管理者の撤退で、市が直営と報道もされております。評点結果だけで、これまで施設管理運営経験のない県外の民間空調システム会社に市民のための行政財産の管理を委ねようとする提案には、市民感情からしても反対であるということをし上げ、反対討論と致します。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。[「ちょっと休憩をしてください」と言う声あり] しばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時08分」

「再 開 午後 4時09分」

○委員長（志摩浩志君）

再開します。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で討論を終わります。採決します。議案第102号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者なしと認めます。したがって、議案第102号は全会一致で否決すべきものと決定しました。次に、議案第104号、字の区域の変更について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第104号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第104号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第105号、請負契約の締結について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第105号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第105号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第106号、土地改良事業の計画について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第106号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第106号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第116号、霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第116号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第116号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第117号、霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第117号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第117号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第118号、霧島市温泉使用条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第118号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第118号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案処理を終わります。次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

議案第116号、霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例の一部改正のところちょっと申し上げたんですが、やはり今、展望台となっていないような状況です。やはり地主さんとも協議できるならして、もう少し展望台の役割を果たせるような対策も講じてほしいということをつけ加えていただいたらというふうに思います。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。

○委員（新橋 実君）

私は、議案第105号、請負契約の締結についてということで、今回、契約がなされたわけですが、非常に今、建築業界が厳しいというようなことで、特に下請けが非常に少なくなっているというようなことも聞きます。単価もなかなか実情に合っていないのではないかというような話もありますので、執行部におかれましてはしっかりと市場価格とかそういうのも反映していただいて、業者が赤字にならないような形、赤字にならないというか、よりいい形で工事が進めるような形にさせていただきたいと思います。それとあと、議案第117号で出ました関平温泉の件ですけれども、今回あそこをまた建て替えをされるような形になっておりました。今回、私たちに資料は示されませんでしたけれども、実際プロポーザルでもう鹿児島市の業者だけを指名されて、鹿児島市の業者がもう決定したというような話もされておりましたけれども、実績がないというようなことを言われておりましたけれども、実績を得るためにはそれなりに仕事をさせてみるのがやはり実績につな

がると思います。今後はそういった形で、やはり一つでも地元業者を育成するためにも地元業者をそこに入れていくというような形で、執行部におかれましては対応をとっていただきたいと思いません。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。次に、閉会中の所管事務調査について、項目を「農林水産行政について」、「商工観光行政について」、「建設行政について」及び「水道行政について」として提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。次に、その他として何かございせんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了いたしました。委員長として初めての仕事で大変不慣れでしたけれども、御協力に感謝申し上げます。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 4時16分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 志 摩 浩 志